

第2次山口県犯罪被害者等支援推進計画

令和8年（2026年）4月
山 口 県

は じ め に

誰もが犯罪等の被害に遭うことなく、安全で安心して暮らすことは、県民全ての願いです。

しかしながら、近年、県内の刑法犯認知件数は、長期的な減少傾向から一転して増加に転じ、殺人や性犯罪などの凶悪犯罪が後を絶たないなど、誰もがある日突然、犯罪の被害に遭い、困難な状況に陥る可能性があります。

犯罪の被害に遭われた方やその御家族、御遺族は、犯罪による直接的な被害にとどまらず、治療費や転居等に伴う経済的負担や心ない誹謗中傷などの二次的被害に苦しめられることも少なくありません。

そのような方々が孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、地域社会全体で支えていくことが大変重要です。

県では、これまで「山口県犯罪被害者等支援条例」に基づき、支援を総合的かつ計画的に推進するため、「山口県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、関係機関等と連携した取組を進めてきました。

その結果、県内全ての市町において犯罪被害者等支援に関する特化条例が制定されるなど、全県での支援体制の構築が図られてきたところです。

一方で、犯罪の被害に遭われた方々からは、「置かれた状況に応じた支援が受けられていない」、「居住地によって支援内容に差がある」といった切実な声も寄せられており、なお課題が残されています。

このため、犯罪被害に遭われた方々の負担軽減や二次的被害の防止、早期の被害回復に対する従来の施策をさらに深化させるため、これまでの取組の中で見えてきた課題や社会情勢の変化を踏まえた第2次計画を策定し、関係機関が連携した途切れない支援を一層充実させていきます。

本計画に基づき、県や市町、関係機関等をつなぐ支援の輪を社会全体に広げ、犯罪の被害に遭われた方々を誰一人取り残すことなく、一人一人に寄り添った施策を進めてまいりますので、皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和8年（2026年）4月

山口県知事
村岡嗣政



目 次

第1章 計画の基本的事項	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の根拠と位置付け	1
3 計画の期間	1
第2章 犯罪被害等の現状	
1 犯罪等の現状（県内）	3
（1）全刑法犯	3
（2）重要犯罪	3
（3）主な罪種・窃盗手口別の認知件数	5
（4）DV相談件数、児童虐待相談対応件数、ストーカー事案相談受理件数	6
（5）人身交通事故と死者数	7
2 犯罪被害者等の置かれている状況	8
（1）直接的被害及び二次的被害	8
（2）被害の潜在化	8
第3章 計画の基本的考え方	
1 計画の目的	9
2 計画の基本方針	10
第4章 具体的施策	
基本方針1 損害回復・経済的支援	11
1 経済的負担の軽減	11
2 居住の安定	13
3 雇用の安定	14
基本方針2 精神的・身体的被害の回復・防止	15
1 心身に受けた影響からの回復	15
2 安全の確保	18
基本方針3 支援等のための体制整備	21
1 相談及び情報の提供等	21
2 民間犯罪被害者等支援団体に対する支援	24
3 人材の育成	25
4 推進体制の整備	26
基本方針4 県民の理解の促進	28
1 犯罪被害理解促進期間	28
2 年間を通じた広報啓発	28
第5章 計画の進行管理	31
資 料	
1 犯罪被害者等基本法	32
2 山口犯罪被害者等支援条例	38
3 犯罪被害者等支援に係る多機関ワンストップサービス実施要領	42
4 山口犯罪被害者等支援条例に係る転居費用助成金交付要綱	67
5 犯罪被害者等支援に関する相談窓口一覧	77

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

犯罪被害者等^{※1}は、犯罪等^{※2}による直接的な被害にとどまらず、その後の二次的被害^{※3}に苦しめられることも多いことから、こうした犯罪被害者等を社会で孤立させることなく、安心して暮らすことができるよう支援していくことが大変重要です。

国では、平成16年（2004年）に「犯罪被害者等基本法」を制定し、これまで4次にわたって策定されてきた「犯罪被害者等基本計画」に基づき、支援の充実に向けた様々な施策を実施しています。

県においては、平成18年（2006年）に制定した「山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、幅広い県民、市町、関係機関・団体からなる「やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」を設置し、犯罪被害者等の支援の充実に向けて、県民の理解の促進や相談支援の充実、居住の確保などの取組を積極的に行ってきました。

こうした中、令和3年（2021年）、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会づくりを実現するため、「山口県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、条例に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「山口県犯罪被害者等支援推進計画」を策定するなど関係機関・団体が一丸となって犯罪被害者等への支援施策に取り組んでいます。

しかしながら、県内では依然として凶悪な事件が発生しているほか、潜在化しやすいDV^{※4}やストーカー被害、児童虐待といった問題や、犯罪被害者等のプライバシーの保護、SNSによる誹謗中傷や誤情報の拡散などにも課題があります。

第2次となる本計画では、これまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえながら、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、更なる取組を進めてまいります。

2 計画の根拠と位置付け

この計画は、条例第9条第1項の規定に基づく「推進計画」です。

3 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

図表 1 犯罪被害者等支援の主な経緯

年	できごと
昭和 49 年(1974 年)	三菱重工ビル爆破事件
昭和 55 年(1980 年)	「犯罪被害者等給付金支給法」制定
平成 7 年(1995 年)	地下鉄サリン事件
平成 8 年(1996 年)	警察庁が「被害者対策要綱」を制定
平成 10 年(1998 年)	山口県警察が「山口県被害者支援連絡協議会」を設置
平成 16 年(2004 年)	「犯罪被害者等基本法」制定
平成 17 年(2005 年)	「犯罪被害者等基本計画」(H17~H22)閣議決定
平成 22 年(2010 年)	県に犯罪被害者等支援に関する総合的対応窓口を設置
平成 23 年(2011 年)	「第 2 次犯罪被害者等基本計画」(H23~H27)閣議決定
平成 24 年(2012 年)	山口県公安委員会が公益社団法人山口被害者支援センターを犯罪被害者等早期援助団体に指定 「防府市犯罪被害者等支援条例」制定 (H25.4.1 施行)
平成 25 年(2013 年)	「やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」の取組方針に「犯罪被害者等支援対策の推進」を明記 「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を設置
平成 28 年(2016 年)	「第 3 次犯罪被害者等基本計画」(H28~R2)閣議決定 柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町が「犯罪被害者等支援条例」を制定
令和 3 年(2021 年)	「第 4 次犯罪被害者等基本計画」(R3~R7)閣議決定 「山口県犯罪被害者等支援条例」制定 (R3.4.1 施行) 「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」、「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」を設置 「山口県犯罪被害者等支援推進計画」(R3~R7)策定
令和 7 年(2025 年)	県内の全市町において犯罪被害者等支援に特化した条例を制定
令和 8 年(2026 年)	「第 2 次犯罪被害者等支援計画」(R8~R12)策定

※¹ 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。

※² 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

※³ 二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する配慮に欠ける言動、SNS 等による誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいいます。

※⁴ DV (Domestic Violence)

一般的に、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力なども含まれます。

また、この計画では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号)に規定する次の者を「配偶者」と表記します。

- ・ 配偶者及び元配偶者
- ・ 婚姻の届出をしていない「事実婚」の関係にある者 (事実婚を解消した場合も含む。)
- ・ 生活の本拠を共にする交際相手 (元交際相手を含む。)

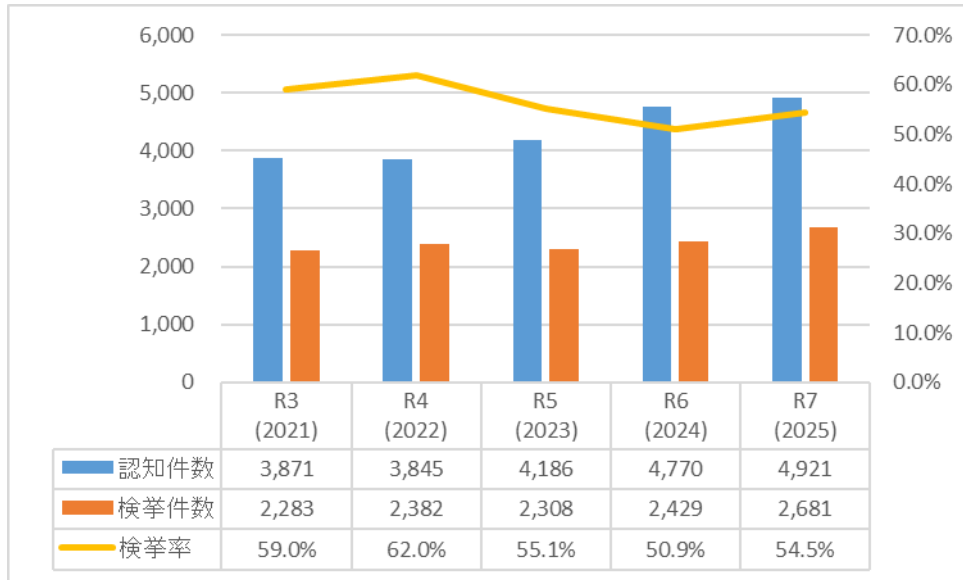
第2章 犯罪被害等の現状

1 犯罪等の現状（県内）

(1) 全刑法犯

認知件数は、令和5年から3年連続で増加しています。

図表2 《全刑法犯》 [単位：件]



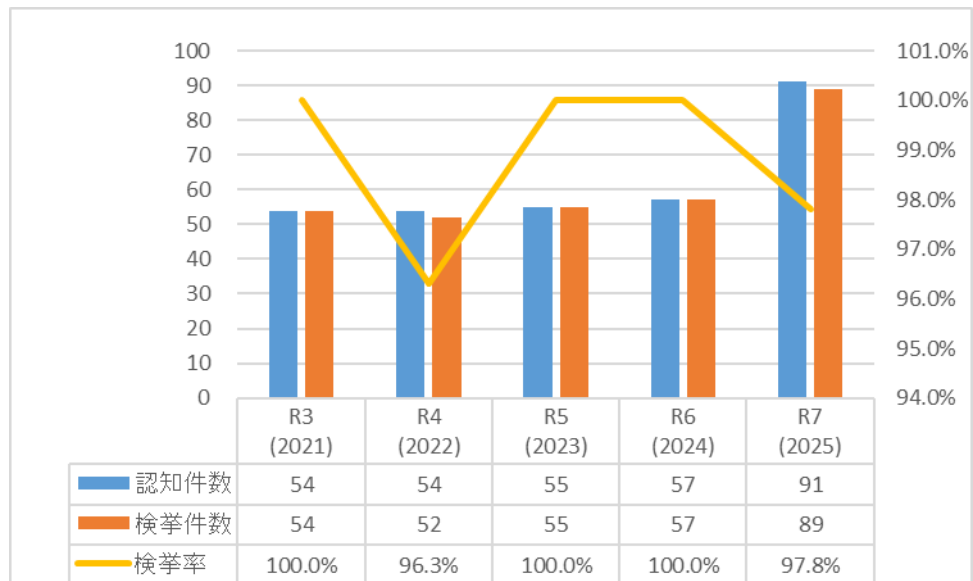
【調査の出典】 県警察本部調べ

(2) 重要犯罪^{※5}

ア 重要犯罪認知件数等

重要犯罪の認知件数はほぼ横ばいでしたが、令和7年（2025年）は増加し、検挙率は例年90%以上となっています。

図表3 《重要犯罪》 [単位：件]



【調査の出典】 県警察本部調べ

※5 重要犯罪

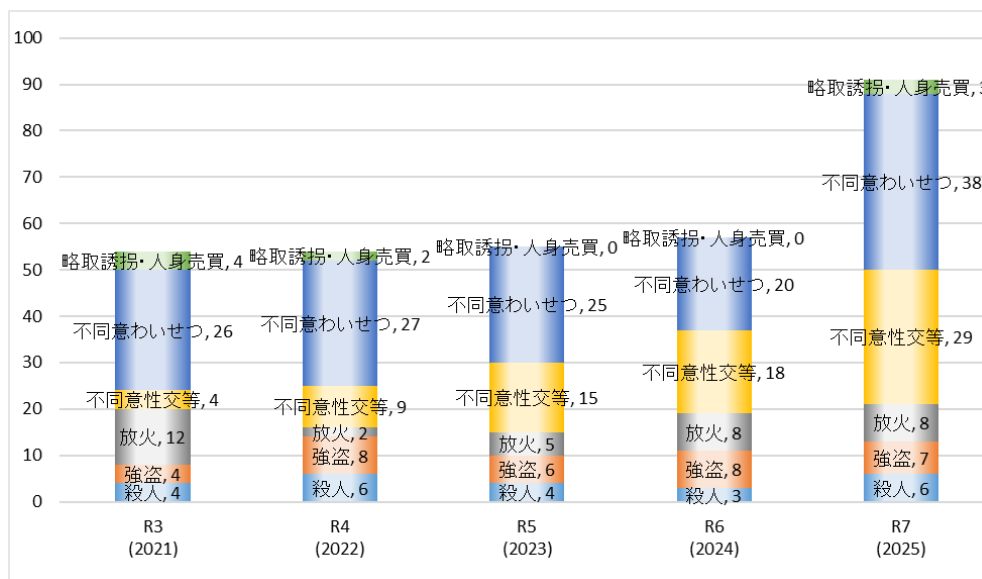
殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつをいいます。

イ 重要犯罪認知件数の内訳

重要犯罪では、性犯罪^{※6}を最も多く認知しています。

図表4 《重要犯罪》

〔単位：件〕



【調査の出典】 県警察本部調べ

※6 性犯罪

性に関する犯罪をいい、不同意性交等、不同意わいせつなどが該当します。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）の施行（罰則規定：令和5年7月13日施行）に伴い、「強制的性交等」を「不同意性交等」に、「強制的わいせつ」を「不同意わいせつ」に名称変更されています。

(3) 主な罪種・窃盗手口別の認知件数

刑法犯全体では、窃盗犯の被害が約6割を占めています。

図表5 《主な罪種・窃盗手口別》

[単位：件]

区分	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
刑法犯総数	3,871	3,845	4,186	4,770	4,921
凶悪犯	24	25	30	37	50
殺人	4	6	4	3	6
強盗	4	8	6	8	7
放火	12	2	5	8	8
不同意性交等	4	9	15	18	29
粗暴犯	304	326	356	365	403
暴行	150	148	138	163	169
傷害	127	152	174	156	173
脅迫	22	19	30	35	41
恐喝	5	7	14	11	20
窃盗犯	2,445	2,397	2,627	3,128	3,089
侵入盗	302	252	230	238	288
乗り物盗	582	676	897	1,144	1,017
非侵入盗	1,561	1,469	1,500	1,746	1,784
知能犯	297	371	447	502	538
詐欺	266	342	402	461	481
横領	12	9	19	15	25
偽造	17	18	22	23	29
その他	2	2	4	3	3
風俗犯	74	54	65	123	173
賭博	4	0	0	0	5
わいせつ	70	54	40	47	75
うち不同意わいせつ	26	27	25	20	38
その他刑法犯	727	672	661	615	668
占有離脱物横領	95	88	114	123	133
公務執行妨害	15	13	12	13	17
住居侵入	92	101	90	66	92
逮捕監禁	1	3	1	3	2
略取誘拐・人身売買	4	2	0	0	3
盗品等	2	1	4	5	6
器物損壊	438	403	355	339	321
その他	80	61	85	66	94

【調査の出典】 県警察本部調べ

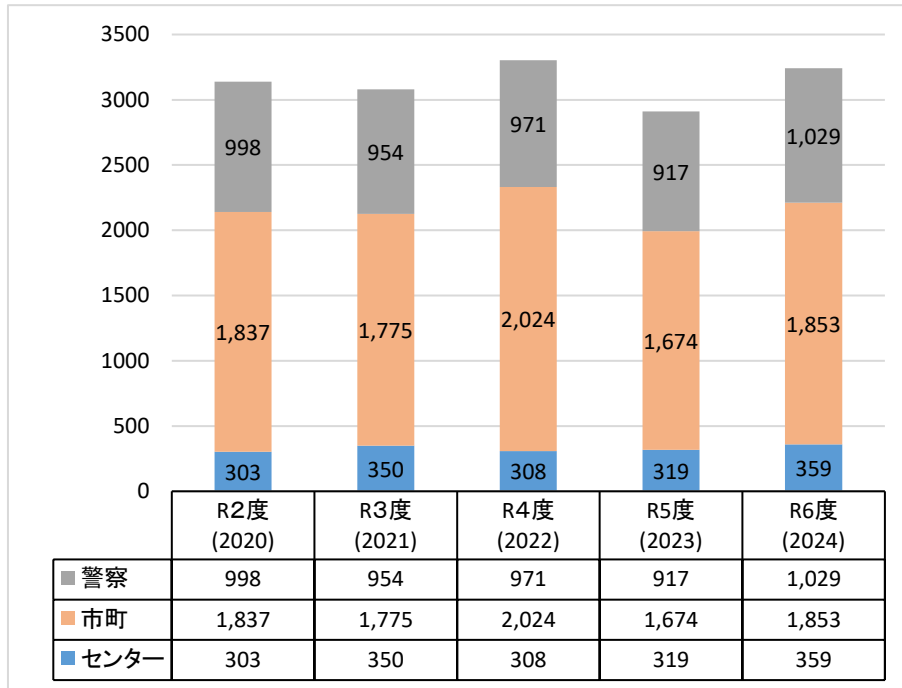
(4) DV相談件数、児童虐待相談対応件数、ストーカー事案相談受理件数

ア DV相談件数の推移

警察、市町、県男女共同参画相談センターにおけるDV相談件数は、若干の増減がありますが、ほぼ横ばいにあります。

図表6 《DV相談件数の推移》

[単位：件]



【調査の出典】 県男女共同参画課、県警察本部調べ

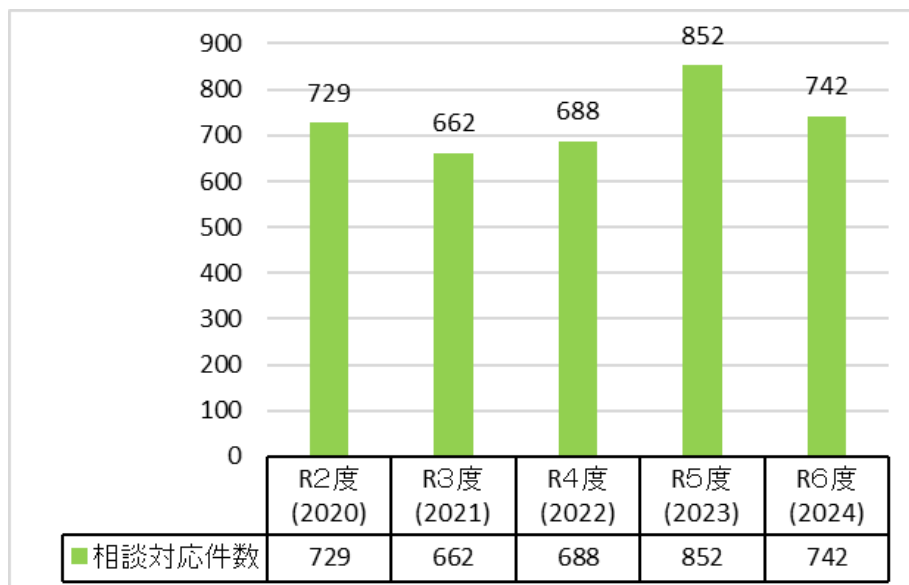
※ 県警察本部のデータは暦年 ※ センターは県男女共同参画相談センター

イ 児童虐待相談対応件数

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、若干の増減はあり、令和5年度(2023年)は増加し、令和6年度(2024年)は減少しています。

図表7 《児童虐待相談対応件数の推移》

[単位：件]

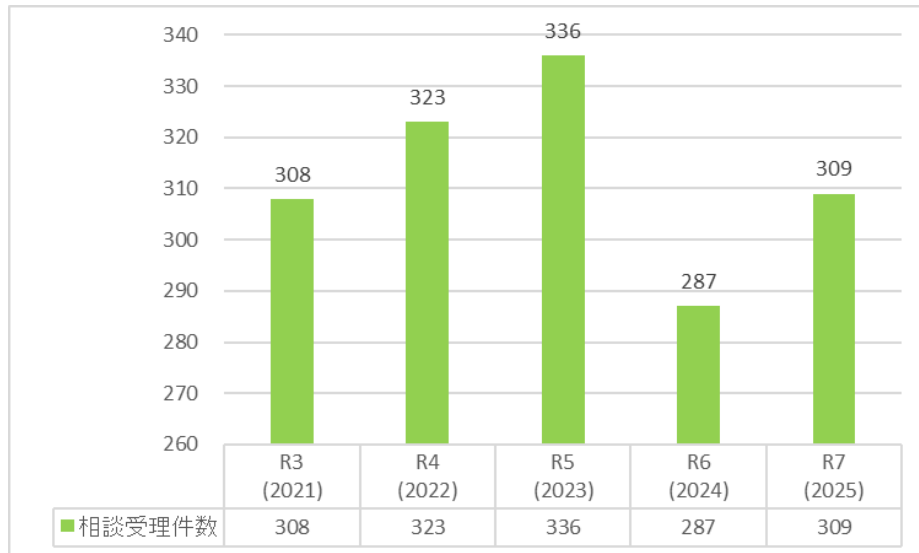


【調査の出典】 県こども家庭課調べ

ウ ストーカー事案相談受理件数

警察におけるストーカー事案相談受理件数は、増加傾向にありましたが、令和6年（2024年）は減少し、令和7年（2025年）は再び増加しています。

図表8 《ストーカー事案相談受理件数の推移》 [単位：件]

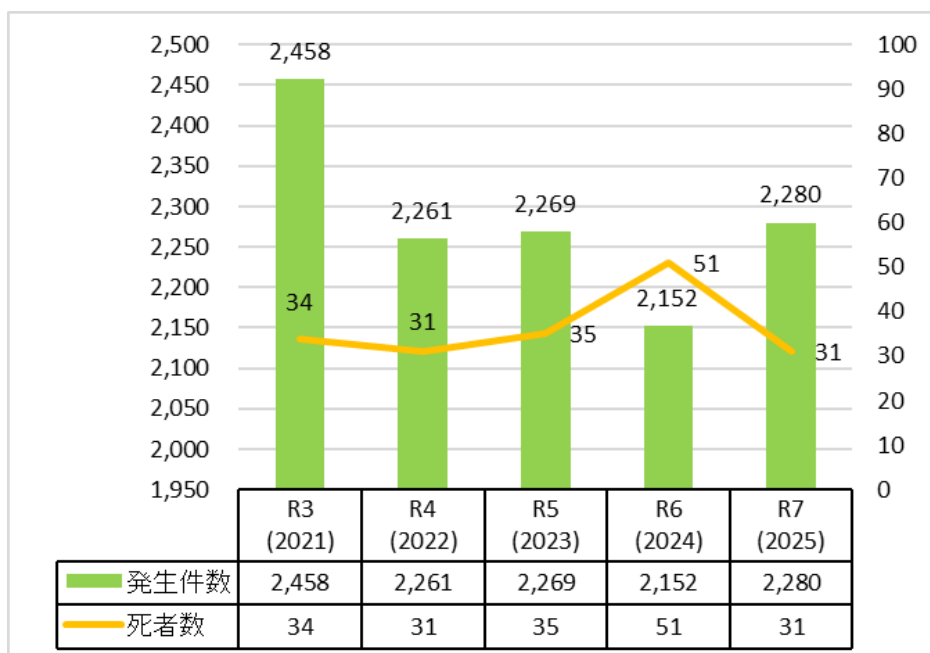


【調査の出典】 県警察本部調べ

(5) 人身交通事故と死者数

人身交通事故は、減少傾向にあり、死者数は横ばいでしたが、令和6年（2024年）の死者数は増加し、令和7年（2025年）は再び減少しています。

図表9 《人身交通事故の発生件数と死者数》 [単位：件・人]



【調査の出典】 県警察本部調べ

2 犯罪被害者等の置かれている状況

犯罪被害者等は特別な人ではありません。

ある日突然、犯罪等の被害に遭い、その日を境に、これまで平穏だった生活が一変します。

(1) 直接的被害及び二次的被害

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった直接的被害だけでなく、その後においても、次のような精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の二次的被害を受け、苦しんでいます。

ア 精神的苦痛、身体の不調

- 犯罪行為の対象となったという事実から受ける精神的苦痛、身体の不調
- 更なる被害を受けるかもしれないと考えることによる精神的苦痛、身体の不調
- 捜査・公判の過程、医療・福祉等の場で配慮に欠ける対応を受けたことによる精神的苦痛、身体の不調

イ 名誉の毀損、私生活の平穏の侵害

- 周囲の者の無責任な噂話や、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷等による名誉の毀損、私生活の平穏の侵害
- 報道機関による過剰な取材等から受ける私生活の平穏の侵害

ウ 経済的な損失、その他の被害

- 治療等に要した高額な医療費用の負担
- 職を失ったことによる収入の途絶
- 従前の住居から転居せざるを得なくなったことによる転居費用の負担
- 捜査手続、裁判手続に要する時間的負担

(2) 被害の潜在化

性犯罪やDV、児童虐待、ストーカー等の被害は、羞恥心や自責感、加害者との関係性等から、他人に知られたくない、報復が怖い、自分が我慢すればすむ、などと考えてしまいがちとなり、警察への被害申告をためらうなど、被害が潜在化する傾向にあります。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の目的

- (1) 犯罪被害者等の権利利益の保護
- (2) 県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現

犯罪等は、いつ、どこで起きるか、また、誰が犯罪被害者等となるかわかりません。

県内では、刑法犯認知件数は増加傾向にあり、殺人や強盗、性犯罪等の重要犯罪が依然として発生しているほか、SNSを通じた犯罪被害者等への誹謗中傷など、二次的被害の問題も深刻化しています。

こうした犯罪被害者等を社会の中で孤立させることなく、その声に耳を傾け、一人一人に寄り添いながら、誰一人として取り残すことなく、地域社会全体で支えていくことが重要です。

このため、本計画では、犯罪被害者等支援を推進する上での基本理念を踏まえつつ、様々な分野にわたる施策を体系化することにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護及び県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ります。

犯罪被害者等支援を推進する上での基本理念

(山口県犯罪被害者等支援条例 第3条)

① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として、推進されなければならない。

② 個々の事情に応じて適切に行われること。

犯罪被害者等支援は、犯罪等による直接的な被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

③ 途切れることなく行われること。

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

④ 関係機関の連携により行われること。

犯罪被害者等支援は、県、市町、民間犯罪被害者等支援団体その他の関係者相互間の連携を図りながら推進されなければならない。

2 計画の基本方針

本計画においては、国の基本計画及び犯罪被害者等やその支援に携わる者からの意見・要望を踏まえ、次の4つを基本方針として掲げています。

また、4つの基本方針の下に、条例第2章に規定する具体的施策を位置付けています。

基本方針1 損害回復・経済的支援

- 1 経済的負担の軽減（条例第11条関係）
- 2 居住の安定（条例第14条関係）
- 3 雇用の安定（条例第15条関係）

基本方針2 精神的・身体的被害の回復・防止

- 1 心身に受けた影響からの回復（条例第12条関係）
- 2 安全の確保（条例第13条関係）

基本方針3 支援等のための体制整備

- 1 相談及び情報の提供等（条例第10条関係）
- 2 民間犯罪被害者等支援団体に対する支援（条例第17条関係）
- 3 人材の育成（条例第18条関係）
- 4 推進体制の整備（条例第19条関係）

基本方針4 県民の理解の促進

- 1 犯罪被害理解促進期間（条例第16条関係）
- 2 年間を通じた広報啓発

第4章 具体的施策

基本方針1 損害回復・経済的支援

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった様々な被害を受けるほか、医療費の負担や収入の途絶等により、経済的に困窮することが少なくありません。

また、自宅が事件現場となったこと、加害者から逃れる必要があること等の理由から、転居の必要が生じることや、犯罪等による被害や刑事手続等に伴う負担について、雇用主等の理解が得られないなどの理由から、雇用関係の維持に困難を来す場合もあります。

さらに、犯罪等により生じた損害について、第一義的な責任を負うのは加害者であるものの、加害者に支払う意思や資力がないなどの理由から加害者の損害賠償責任が果たされず、被害の回復につながらないこともあります。

こうした犯罪被害者等が直面する経済的な困難等を打開するため、犯罪被害者等支援を直接の目的とした制度のみならず、様々な支援制度を活用することにより、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を進めます。

【具体的施策】

1 経済的負担の軽減（条例第11条関係）

(1) 転居費用助成金^{※7}の運用

転居費用助成金について県民に周知するとともに、制度の対象となる犯罪被害者等に対して、本助成金の活用を積極的に働き掛けるなど、犯罪被害者等の経済的負担の軽減及び安全の確保並びに居住の安定に取り組みます。（県民生活課）

(2) 日本司法支援センター（法テラス）との連携と情報提供

日本司法支援センター（法テラス）との連携を図り、民事法律扶助制度^{※8}の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用、犯罪被害者等支援弁護士制度^{※9}について周知を図ります。（県民生活課、警察県民課）

※7 転居費用助成金

犯罪等による被害のために転居を余儀なくされた方に対し、県がその転居に要した費用を助成するものです。

※8 民事法律扶助制度

経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったときに、日本司法支援センター（法テラス）が無料で法律相談を行い、必要な場合に弁護士・司法書士の費用の立替えを行う制度です。

※9 犯罪被害者等支援弁護士制度（令和8年1月13日施行）

一定の犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援が受けられるよう日本司法支援センター（法テラス）が弁護士費用の援助や弁護士の紹介を行う制度です。

(3) 経済的支援、損害回復等に関する制度の情報提供

- ア 犯罪被害者等に対する経済的支援、損害回復に関する制度を取りまとめた資料を作成し、犯罪被害者等の状況に応じて積極的に情報提供を行い、経済的負担の軽減等を図ります。(県民生活課、警察県民課)
- イ 犯罪被害者等支援に関する各関係機関・団体の支援情報一覧等をホームページに掲載するなど、掲載内容の充実や支援制度の周知を図ります。(県民生活課)

(4) 交通事故被害者の救済

交通事故相談所において、交通事故被害者に対する損害賠償問題等の相談及び関係機関・団体の紹介又は斡旋を行います。(県民生活課)

(5) 暴力団犯罪等に係る被害回復アドバイザー^{※10}による支援

被害回復アドバイザーによる暴力団対策法施行規則第14条に定める支援を行います。(組織犯罪対策課)

- 暴力団犯罪の被害回復交渉の方法等についての助言
- 暴力追放運動推進センターの事業内容に関する情報提供
- 被害回復交渉に関しての相互支援と交渉を行うための民間組織の紹介

(6) 犯罪被害給付制度^{※11}の運用

犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、対象となり得る犯罪被害者等に対しては、給付制度に関して有する権利や手続の情報提供を行います。(警察県民課)

(7) 県警察における公費負担制度の運用

- ア 身体犯被害者の医療費、解剖に要する費用、ハウスクリーニング費用等を公費で負担する制度を運用するとともに、その周知に努めます。(警察県民課)
- イ 警察に届出のあった性暴力^{※12}被害者が必要とする緊急避妊等に要する費用を公費で負担する制度を運用するとともに、その周知に努めます。(警察県民課)

^{※10} 被害回復アドバイザー

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）施行規則で定められた制度で、公安委員会から委嘱され、暴力団被害者からの相談に応じ、助言や援助を行う専門職員のことです。

^{※11} 犯罪被害給付制度

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援する制度です。

^{※12} 性暴力

性犯罪を含む、自分の意に反して受ける性的な行為をいいます。

(8) 性暴力被害者に対する医療費等の公費負担

性暴力被害者に対し、医療、カウンセリング、法律相談の支援の提供及び費用負担を行います。(男女共同参画課)

(9) 犯罪被害者等に特化した各種支援制度の拡充

市町等に対し、犯罪被害者等に特化した見舞金制度、生活支援制度等の拡充について、働き掛け等を行います。(県民生活課、警察県民課)

(10) 既存の支援制度、サービス等の運用・周知

ア 生活困窮者等に対する生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、社会福祉協議会による貸付制度等が活用されるよう、その周知に努めます。(厚政課)

イ ひとり親家庭に対する様々な相談や支援策を情報提供できる体制づくりを進め、各種支援制度等を運用するとともに、その周知に努めます。(こども家庭課)

ウ 高校等における授業料軽減制度等を運用するとともに、その周知に努めます。
(学事文書課、教育政策課)

エ 介護保険制度や障害福祉サービス等の活用できる制度についてその周知に努めます。(長寿社会課、障害者支援課)

オ 関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等が利用可能な各種支援制度について周知します。(県民生活課、警察県民課)

(11) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の推進

うそ電話詐欺^{※13}等の預金口座等への振込を利用して行われた犯罪行為により被害を受けた方に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者に対して被害回復に係る各種制度の情報提供を行います。(刑事企画課)

2 居住の安定（条例第 14 条関係）

(1) 転居費用助成金の運用（再掲）

転居費用助成金について県民に周知するとともに、制度の対象となる犯罪被害者等に対して、本助成金の活用を積極的に働き掛けるなど、犯罪被害者等の経済的負担の軽減及び安全の確保並びに居住の安定に取り組みます。(県民生活課)

※13 うそ電話詐欺

全国的には「特殊詐欺」と呼ばれており、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいいます。

(2) 犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅への優先入居制度等の運用

犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅への優先入居等について、適切な運用を図ります。(住宅課)

(3) セーフティネット住宅の登録促進

山口県居住支援協議会^{※14}と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅であるセーフティネット住宅の登録を促進します。(住宅課)

(4) DV被害者等の一時保護等

市町、警察、関係機関・団体等と連携して、DV被害者や同伴する家族の状況に応じた一時保護等の支援を行います。

また、被害者が地域において安心して生活できるよう、被害者の状況やニーズに応じた自立支援を行います。(男女共同参画課)

3 雇用の安定（条例第15条関係）

(1) 事業者の犯罪被害者等への理解の促進

職場における二次的被害を防止するとともに、犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度等の周知・導入を図るため、各種行事や事業者の団体、事業者への巡回訪問等を通じて情報提供、啓発活動等を行い、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援について事業者の理解を深めます。(県民生活課、労働政策課)

(2) 「労働ほっとライン」の周知及び助言

社会保険労務士が労働に関する各種相談に電話・メールで応じる「労働ほっとライン」の周知を図るとともに、労働者及び事業主へ労働問題解決のための助言を行います。(労働政策課)

^{※14} 山口県居住支援協議会

山口県における福祉の向上と住みやすい地域づくりを目的として、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等について協議・検討するため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等で構成された組織です。

基本方針2 精神的・身体的被害の回復・防止

犯罪被害者の多くは、犯罪等により、その生命・身体に直接的な被害を受けるほか、自らやその家族が犯罪行為等の対象となったという事実からも精神的被害を受けます。

また、更なる犯罪等による被害を受けることに対する恐怖・不安を抱く場合や、捜査・公判の過程、行政が行う支援の場等で配慮に欠ける対応を受けたことにより、二次的被害を受ける場合もあります。

このため、犯罪被害者等が受けた精神的・身体的被害を回復・軽減し、また再被害や二次的被害を防止するための取組を推進します。

とりわけ、性犯罪・性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことや、児童虐待やDV、ストーカー事案は、潜在化しやすく、加害行為が繰り返し行われて被害が深刻化することが少なくないことから、被害を防止するための安全確保を図るとともに相談につながりやすく、適切に支援が受けられるようにするための取組の充実を図ります。

【具体的施策】

1 心身に受けた影響からの回復（条例第12条関係）

(1) 多機関ワンストップサービス体制^{※15}による支援の充実

県、市町、警察、犯罪被害者等早期援助団体^{※16}等が連携した多機関ワンストップサービス体制によって犯罪被害者等の支援を一元的に提供し、二次的被害の防止や、犯罪被害者等の負担軽減、早期の被害回復等一人一人に寄り添うことのできる支援の一層の充実に取り組みます。（県民生活課、警察県民課）

(2) こころの健康に関する相談

こころの健康に関する相談窓口の周知を図るとともに、心身に不調を抱える方からの相談対応を行い、必要に応じて専門医療機関の情報提供等を行います。（健康増進課）

※15 多機関ワンストップサービス体制

特定の犯罪行為を対象とし、犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に相談や問合せをすれば、その機関・団体を起点に、犯罪被害者等の同意の下で、犯罪被害者等支援コーディネーターに情報を集約し、コーディネーターを中心に複数の関係機関・団体が一体となって犯罪被害者等が利用できる支援を提示・提供して犯罪被害者等の負担軽減を図る体制のことをいいます。

※16 犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等の受けた被害を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者等支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人であって、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和55(1980)年法律第36号）に基づき、都道府県公安委員会の指定を受けた団体をいいます。

(3) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実

カウンセラー等によるカウンセリングを通じ、犯罪被害者等のニーズを把握して各種支援につなげるとともに、カウンセリング技術・能力の向上を図ります。(警察県民課、県民生活課)

(4) 被害少年^{※17}に対する継続的支援の実施

少年サポートセンター^{※18}を中心として、被害少年やその家族に対する継続的な支援を行います。

同支援に当たっては、対象少年の状況により犯罪被害者支援室及び保護者や学校関係者とも協力し、必要に応じて専門的かつ中長期的な支援を行う適切な機関・支援団体を紹介するなど、個々の対象少年の特性に応じた支援に努めます。(人身安全・少年課)

(5) 学校における犯罪被害者等への支援

スクールカウンセラー^{※19}やスクールソーシャルワーカー^{※20}等の専門家の協力を得ながら、犯罪等により被害を受けた児童生徒又はその兄弟姉妹である児童生徒の心理的なケアを行うとともに、必要に応じて関係機関等と連携した支援を行います。(学校安全・体育課)

※17 少年

少年法では、性別を問わず20歳に満たない者を「少年」と定義しており、本計画でも同様に用います。

なお、令和4(2022)年度から民法上の少年は18歳に満たない者となりましたが、少年警察活動は、「少年法等によること」となっているため、本計画では、民法改正後も少年法に基づき、「20歳に満たない者」を少年とします。

※18 少年サポートセンター

不良行為少年等に対する指導、非行少年の立ち直り支援、犯罪等により被害を受けた少年やその家族への継続的な支援等を行う警察の組織で、山口県では中部、東部、西部にそれぞれ少年サポートセンターが設置されており、専門の職員が勤務しています。

※19 スクールカウンセラー (School Counselor)

児童・生徒や保護者の相談のほか、教職員への研修、事件事故等の緊急対策における児童生徒の心のケア、問題の未然防止など、学校における教育相談体制の充実を図るために配置されている、臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する、外部性を持った専門家のことをいいます。

※20 スクールソーシャルワーカー (School Social Worker)

学校だけで解決することが困難な事例に対し、福祉に関する専門的な知見と関係機関等とのネットワークを生かして、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、生活の質の向上と、児童生徒にとって最善の利益が得られるよう、学校における生徒指導・教育相談体制の推進に資する活動を行う専門家のことをいいます。

(6) 児童虐待の防止、早期発見に係る取組の推進

- ア 要保護児童対策地域協議会^{※21}を中心に、各地域の関係機関が連携して児童虐待の早期発見、早期対応を行います。(こども家庭課)
- イ 幼稚園、保育所、学校、医療機関などに対し、児童虐待の早期発見に関する取組の強化を働き掛けます。(こども家庭課)

(7) 性暴力被害者に対する医療費公費負担制度の運用（一部再掲）

警察に届出のあった性暴力被害者が必要とする緊急避妊等に要する費用を公費で負担する制度を適切に運用するとともに、その周知に努めます。(警察県民課)

(8) 性暴力被害者のためのワンストップ支援センターによる支援の充実

- ア 性暴力相談に特化した相談窓口「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」を県男女共同参画相談センターに設置し、24時間365日の運用体制で、性暴力被害者を支援します。(男女共同参画課)
- イ 性暴力被害者に対し、関係機関や庁内関係課と連携し、被害直後からワンストップによる総合的な支援（相談、産婦人科等医療、カウンセリング、法律相談等）を行います。(男女共同参画課)

(9) 指定被害者支援要員制度^{※22}の運用

事件発生直後から、指定された支援担当者が中心となって犯罪被害者等に寄り添い、要望の把握、付き添い支援、各種制度に関する情報提供を行います。(警察県民課)

(10) 被害者連絡制度^{※23}の運用

支援担当者が中心となり、犯罪被害者等の意向を考慮した上で、捜査状況等の情報提供を適切に行います。(刑事企画課、警察県民課)

(11) 被害者支援用装備の整備

被害者支援用車両、性犯罪検証用ダミー人形、代替着衣セット等を整備し、二次的被害防止に向けた活用を努めます。(捜査第一課、警察県民課)

※21 要保護児童対策地域協議会

要保護児童（保護者のいない児童や、虐待を受けているなどの理由により保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の早期発見やその適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、支援に関する協議を行う組織をいいます。

※22 指定被害者支援要員制度

犯罪被害者等支援の円滑な実施を図るため、所属の警察官のうち、犯罪被害者等支援を行うのに適格性を有する者を「被害者支援要員」としてあらかじめ指定しておき、その中から、事件の性質等を考慮した上で「支援担当者」を指名し、同支援担当者により犯罪被害者等支援を行う県警察の制度をいいます。

※23 被害者連絡制度

支援担当者が中心となって、「刑事手続及び犯罪被害者のための制度」、「捜査状況」、「検挙状況」、「処分状況」について、被害者の意向を考慮して、面接、電話その他の方法で連絡する県警察の制度をいいます。

2 安全の確保（条例第13条関係）

(1) 犯罪被害者等に対する一時避難場所の提供

犯罪被害者等の安全を確保するため、一時避難場所を提供する制度を適切に運用します。（警察県民課）

(2) 更なる犯罪等による被害防止措置の推進

ア 同一加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し、関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、再被害防止措置を推進します。（刑事企画課）

イ DVやストーカー事案の被害者に対して防犯指導を行うほか、積極的な事件化や行為者への警告、各種行政命令等を通じて、被害者の安全確保に努め、更なる犯罪等による被害防止を図ります。（人身安全・少年課）

ウ 暴力団等による危害を未然に防止するために必要な対策を実施します。（組織犯罪対策課）

(3) 犯罪被害者等が県外へ転出する際等における事案の引継ぎの徹底

ア 現に支援を継続している犯罪被害者等の県外への転出の際に、当該犯罪被害者等が希望する場合は、転出先の都道府県の犯罪被害者等支援総合的対応窓口^{※24}等を紹介するとともに、支援状況等について、当該窓口や民間犯罪被害者等支援団体に情報提供を行い、転出先での支援につなげるよう努めます。（県民生活課）

イ 犯罪被害者等が県外から転入した場合に、速やかに支援につなげることができるよう、相談窓口を周知します。（県民生活課）

ウ DV被害者について、県外の施設で一時保護・施設入所する広域措置を行う場合に備え、県域を越えた被害者の送り出しや受け入れなどについて、他県との情報交換に努めます。（男女共同参画課）

エ 児童相談所が支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携して対応してきた関係機関等に連絡するとともに、転出先の自治体を管轄する児童相談所に連絡等を行い、ケースを移管等して、必要な情報を提供するなどにより、児童虐待の防止に努めます。（こども家庭課）

オ 人身安全関連事案^{※25}の関係場所が他都道府県にわたる場合や加害者又は被害者が県外に転居した場合には、当該都道府県警察と情報共有を行うとともに、連携して対処し、更なる犯罪等による被害の防止に努めます。（人身安全・少年課）

※24 犯罪被害者等支援総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行う窓口をいいます。

※25 人身安全関連事案

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、児童虐待事案等、人の生命に急迫した危険が及ぶおそれがあり、早急に対処する必要が認められる事案をいいます。

(4) 犯罪被害者等に関する情報の保護

ア 相談、支援の過程における犯罪被害者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づく要配慮個人情報^{※26}として適切な管理を行います。(県民生活課、警察県民課)

イ 犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の要望と、報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。(総務課)

(5) 児童虐待被害者の保護

ア 犯罪被害者保護の観点から、児童虐待の被害に遭った児童の保護を行います。(こども家庭課)

イ 児童虐待が疑われる通報を受理した場合、必ず警察官が現場へ臨場し、関係者から事情聴取を行うとともに、児童の身体に負傷がないかを直接警察官が確かめるなど、虐待の早期発見と児童の安全確認を徹底した対応を行います。(人身安全・少年課)

(6) 高齢者虐待・障害者虐待防止に係る市町に対する助言等

被虐待高齢者や被虐待障害者の保護等を実施する市町に対し、適切な助言や情報提供等を行います。(長寿社会課、障害者支援課)

(7) 障害者虐待の未然防止等

市町職員や障害者福祉施設従事者等を対象に障害者虐待防止や権利擁護に関する研修を実施するほか、山口県障害者権利擁護センター^{※27}において障害者虐待に関する相談に応じ、虐待の早期発見及び早期対応やその後の適切な支援が図られるよう努めます。(障害者支援課)

(8) DV被害者等の一時保護等（一部再掲）

市町、警察、関係機関・団体等と連携して、DV被害者や同伴する家族の状況に応じた一時保護等の支援を行います。(男女共同参画課)

^{※26} 要配慮個人情報

不当な差別や偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報で、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害に遭った事実等が該当します。

^{※27} 山口県障害者権利擁護センター

障害者虐待に係る通報・相談を受け付けるほか、関係機関と連携して適切な対応が図れるよう県が障害者虐待防止法に基づき設置している機関です。

(9) 転居費用助成金の運用（再掲）

転居費用助成金について県民に周知するとともに、制度の対象となる犯罪被害者等に対して、本助成金の活用を積極的に働き掛けるなど、犯罪被害者等の経済的負担の軽減及び安全の確保並びに居住の安定に取り組みます。（県民生活課）

(10) 犯罪被害者等及びDV被害者に対する公営住宅への一時的入居

ア 犯罪被害者等及びDV被害者に対し、県営住宅への一時的入居により支援します。（住宅課）

イ 市町営住宅の空き室状況等について情報提供を依頼するとともに、市町に対して、市町営住宅への一時的入居について協力要請を行います。（住宅課）

(11) 多言語に対応した広報素材の作成・活用による周知

外国人の犯罪被害者等を支援するため、多言語に対応した広報素材を作成し、支援制度等の周知を図ることにより、更なる犯罪等による被害の防止と安全の確保に努めます。（県民生活課、国際課）

基本方針3 支援等のための体制整備

被害直後から様々な困難な状況に直面する犯罪被害者等が、安心して暮らすことができるようになるためには、全ての犯罪被害者等が、必要な時に必要な場所で情報の入手や相談を行うことができ、きめ細やかな支援を受けられる体制を構築していくことが必要です。

また、犯罪被害者等は、被害直後から、医療・福祉、住宅、雇用等の生活全般にわたる支援を必要としていることに加え、被害から回復するためには、長い期間を要し、その間、犯罪被害者等のニーズも変化していくことが予想されます。

そのため、被害からの経過に応じた支援ニーズを把握して犯罪被害者等が必要とする機関・団体の支援へもれなくつないでいくという、途切れない支援を提供する体制を整備することが求められています。

このため、関係する相談窓口等において専門的な知識・経験に基づくきめ細やかな対応のできる体制づくりを進めるとともに、関係機関・団体等が連携・協働して重層的な支援を行うことができるワンストップサービス体制の構築を進めます。

【具体的施策】

1 相談及び情報の提供等（条例第10条関係）

(1) 相談窓口の充実

ア 犯罪被害者等支援総合的対応窓口

犯罪被害者等支援総合的対応窓口では、犯罪被害者等からの相談に応じて、適切な専門機関等に取り次ぐとともに、多機関による支援が必要な場合は、犯罪被害者等支援コーディネーター^{※28}を中心に関係機関・団体と連携した対応を行います。

（県民生活課）

イ 交通事故相談所

交通事故相談所では、交通事故被害者に対する損害賠償問題等の相談に応じるとともに、支援に必要な関係機関・団体を紹介します。（県民生活課）

ウ 山口県消費生活センター

山口県消費生活センターでは、消費者利益の擁護を図るとともに、悪質商法や不当な取引行為による消費者被害の救済を図るため、専門的な知識を有する相談員が必要な助言等を行います。（県民生活課）

エ 警察総合相談窓口

警察総合相談窓口では、全国統一の相談専用電話「#9110」の適切な運用及び利用に向けた広報を行います。（警察県民課）

^{※28} 犯罪被害者等支援コーディネーター

関係機関・団体と連携し、個別の犯罪被害者等のニーズに応じて、支援に関する情報提供、関係機関・団体との連絡・調整、市町への助言等を行うなど、支援全体のハンドリングを行う個人又は組織をいいます。

オ DVに関する相談

県男女共同参画相談センターにおいて、DV等に関する相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、DV相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8008」の周知に努めます。(男女共同参画課)

カ 性暴力被害に関する相談

「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」において、24時間365日性暴力被害に関する相談に応じるとともに、性暴力被害相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8891」の周知に努めます。(男女共同参画課)

キ 児童虐待に関する相談

各児童相談所において、24時間365日児童虐待に関する相談に応じる体制を整備し、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知に努めるなど、児童虐待の早期対応に取り組みます。

また、児童虐待、DVなどの問題の深刻化を未然に防止するため、子どもや子育て等に関する相談にワンストップで対応するSNS相談体制を適切に運用するとともに、その周知に努めます。(こども家庭課)

ク 女性犯罪被害相談電話（レディースサポート110）/性犯罪被害相談電話（「#8103（ハートさん）」）

性犯罪の相談のほか、ストーカー事案や配偶者暴力事案など、女性が被害者となる犯罪についての相談に応じ、必要な助言等を行います。

また、全国統一の性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」の利用に向けた広報を行います。(人身安全・少年課、捜査第一課)

ケ 少年サポートセンター（少年相談電話）

警察本部及び県下6警察署に少年サポートセンターの職員を配置し、被害少年やその保護者からの相談に応じ、必要な助言等を行います。(人身安全・少年課)

コ サイバー事案に関する通報等窓口（オンライン受付）

サイバー事案に関する相談に応じ、必要な助言等を行います。(サイバー犯罪対策課)

サ 暴力団に関する相談

暴力団犯罪に関する相談に応じ、暴力団犯罪の被害者の回復訴訟等、被害の防止、回復に必要な場合に暴力団情報を提供します。(組織犯罪対策課)

シ 住まいに関する相談

山口県居住支援協議会の枠組を活用し、協力不動産事業者等による住宅情報の紹介を行います。(住宅課)

(2) 市町における犯罪被害者等支援総合的対応窓口の機能強化

市町における機関内ワンストップサービス体制^{※29}の構築に向け、市町犯罪被害者等総合的対応窓口を設置する部署に対する必要な助言や情報提供等を行います。（県民生活課）

(3) 多機関ワンストップサービス体制による支援の充実（再掲）

県、市町、警察、犯罪被害者等早期援助団体等が連携した多機関ワンストップサービス体制によって犯罪被害者等の支援を一元的に提供し、二次的被害の防止や、犯罪被害者等の負担軽減、早期の被害回復等一人一人に寄り添うことのできる支援の一層の充実に取り組みます。（県民生活課、警察県民課）

(4) 性暴力被害者のためのワンストップ支援センターによる支援の充実（一部再掲）

性暴力被害者に対し、関係機関や庁内関係課と連携し、被害直後からワンストップによる総合的な支援（相談、産婦人科等医療、カウンセリング、法律相談等）を行います。（男女共同参画課）

(5) 犯罪被害者等早期援助団体等との連携協力

ア 犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害者等早期援助団体に被害状況等の情報を提供し、連携協力した活動を推進します。（警察県民課）

イ 民間犯罪被害者等支援団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、当該団体の紹介等を行います。（県民生活課、警察県民課）

(6) 指定被害者支援要員制度の運用（再掲）

事件発生直後から、指定された支援担当者が中心となって犯罪被害者等に寄り添い、要望の把握、付き添い支援、各種制度に関する情報提供を行います。（警察県民課）

(7) 被害者連絡制度の運用（再掲）

支援担当者が中心となり、犯罪被害者等の意向を考慮した上で、捜査状況等の情報提供を適切に行います。（刑事企画課、警察県民課）

(8) 教育委員会と関係機関・団体との連携協力の充実

児童虐待の防止など、子どもの置かれた環境に対する効果的な支援や、相談体制の充実を図るため、学校と児童相談所等の関係機関との連携強化に努めます。（学校安全・体育課、こども家庭課）

※29 機関内ワンストップサービス体制

都道府県、市町等において、犯罪被害者等支援総合的対応窓口等が中心となって、犯罪被害者等のニーズを一元的に把握し、犯罪被害者等の同意の上で必要な情報を機関内の関係する部署に共有し、関係する部署が所管・担当する制度・サービスを提供する体制のことをいいます。

(9) 犯罪等による被害を受けた児童生徒に対する継続的支援等

犯罪等による被害を受けた児童生徒が、継続的に不安や悩みを抱えている場合もあるため、日常的な観察や教育相談、家庭との連携等により状況の把握に努めるとともに、やまぐち総合教育支援センターや、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の協力を得ながら、関係機関が連携して支援を行います。（学校安全・体育課、教職員課）

(10) 「被害者手帳」を活用した情報提供等

犯罪被害者等に対し、刑事手続、各種支援制度、各種相談窓口等の情報をわかりやすくまとめ、犯罪被害者が自身の被害内容や行政機関などとのやり取りを記録する「被害者手帳」を作成・交付し、支援経過のカルテ化や犯罪被害者等の負担軽減を図ります。（警察県民課、県民生活課）

(11) 外国人からの相談への対応の充実

「やまぐち外国人総合相談センター」において、外国人からの相談に多言語で応じ、適切な専門機関につなぐとともに、必要な情報提供等を行います。（国際課）

(12) 高齢者虐待・障害者虐待防止に係る市町に対する助言等（再掲）

被虐待高齢者や被虐待障害者の保護等を実施する市町に対し、適切な助言や情報提供等を行います。（長寿社会課、障害者支援課）

2 民間犯罪被害者等支援団体に対する支援（条例第17条関係）

(1) 民間犯罪被害者等支援団体の活動への支援の充実

ア 広報啓発素材の提供や各種研修、イベントなどの情報提供により、民間犯罪被害者等支援団体の活動を支援します。（県民生活課）

イ 民間犯罪被害者等支援団体が開催する講演会等を後援するとともに、積極的な広報を行うことで、民間犯罪被害者等支援団体の活動を支援します。（県民生活課、警察県民課）

ウ 民間犯罪被害者等支援団体が実施するボランティア等の養成、研修への講師派遣等の支援を行います。（県民生活課、警察県民課）

エ DV被害者への支援活動を行う民間団体と連携・協力した事業の実施や情報提供・意見交換などにより、民間団体の活動を支援します。（男女共同参画課）

(2) 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供・指導

必要に応じて、犯罪被害者等早期援助団体に対し、情報提供及び指導・助言を行います。（警察県民課）

(3) 「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」での意見集約

「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」において、民間犯罪被害者等支援団体の意見を反映するなど、県と民間犯罪被害者等支援団体の一層の連携を図ります。（県民生活課、警察県民課）

3 人材の育成（条例第 18 条関係）

(1) 犯罪被害者等支援に携わる職員に対する支援

ア 県及び市町の相談窓口担当者や関係機関・団体職員を対象とした研修会を開催し、犯罪被害者等支援に従事する担当職員のスキルアップを図るとともに、犯罪被害者等からの相談対応に関して市町担当者等に対する必要な助言を行います。（県民生活課）

イ 犯罪被害者等支援に携わる職員に対し、支援活動に伴う心理的な影響や代理受傷防止等について、公認心理師等による支援や教養を行うとともに、市町の相談窓口担当者に対しては、必要に応じて被害者支援に関する助言を行います。（警察県民課）

(2) 県警察における職員研修の充実

各種教養時に、犯罪被害者等支援に関する具体的事例や体験記等の資料を活用し、犯罪被害者等支援の重要性や支援要領、二次的被害の防止及び関係機関・団体との連携の必要性等に関する教養を行います。（警察県民課）

(3) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実

虐待を受けた子どもの保護等を適切に行うことができるよう、児童相談所、警察、教育機関等の職員の資質の向上及び連携を図るための研修の充実を図ります。（子ども家庭課、人身安全・少年課）

(4) DV相談に携わる人材の育成

DV被害者等が安心して相談できるよう、相談業務に携わる職員を対象とした研修等を実施し、職員の専門性の向上や被害者への二次的被害の防止、被害者の個人情報保護の徹底等に努めます。（男女共同参画課）

(5) 性暴力被害者支援に携わる人材の育成

相談支援員及び関係機関の職員に対し、専門性の向上や二次的被害を防止するための研修を実施し、支援体制の強化、支援の質の向上に努めます。（男女共同参画課）

(6) 交通事故被害者等の支援に資する人材の育成

交通事故被害者等への連絡を総括する被害者連絡調整官等を効果的に運用し、組織的かつ適切な交通事故被害者等の支援を推進するとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した対応がなされるよう交通捜査員等に対する教養を推進します。（交通指導課）

(7) ボランティアの育成を視野に入れた犯罪被害者等支援に関する公開講座の開催

広く県民を対象とした「犯罪被害者等支援に関する公開講座」を開催し、犯罪被害者等支援ボランティアの育成及び犯罪被害者等支援活動に対する理解の増進に努めます。（警察県民課）

(8) 民間犯罪被害者等支援団体の活動への支援の充実（一部再掲）

民間犯罪被害者等支援団体が実施するボランティア等の養成、研修への講師派遣等の支援を行います。（県民生活課、警察県民課）

(9) 「山口県被害者支援連絡協議会」の開催

犯罪被害者等の支援活動を行う関係機関・団体で構成する「山口県被害者支援連絡協議会」を開催し、相互の連携強化及び情報共有を図るとともに、犯罪被害者等支援に関する知識・技能の充実に努めます。（警察県民課、県民生活課）

(10) 犯罪被害者等支援に関連する機関・団体と連携した研修等の充実

犯罪被害者等支援に関連する医療、精神保健、教育、女性相談支援、矯正施設等の職員と連携して犯罪被害者等への理解促進に向けた研修等の充実に努めます。（県民生活課、警察県民課）

(11) 多数の死傷者を伴う犯罪被害への対応

多数の死傷者を生じる大規模な事件を想定したシミュレーション訓練や研修等を実施し、事件発生時には、迅速かつ的確に犯罪被害者等の援助に関する協力要請を行います。（警察県民課、県民生活課）

4 推進体制の整備（条例第19条関係）

(1) 「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」の開催

学識経験者や民間犯罪被害者等支援団体等で構成する「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」に本計画に基づく施策の実施状況を報告し、その意見を基に必要な改善を行うことで、同計画の適切な進行管理を行います。（県民生活課、警察県民課）

(2) 「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」の開催

県や市町等で構成する「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」を設置し、同協議会が主体となって広報啓発活動等を推進するとともに、各行政窓口の相談体制の強化・充実及び相互連携を図ります。（県民生活課、警察県民課）

(3) 多機関ワンストップサービス体制による支援の充実（再掲）

県、市町、警察、犯罪被害者等早期援助団体等が連携した多機関ワンストップサービス体制によって犯罪被害者等の支援を一元的に提供し、二次的被害の防止や、犯罪被害者等の負担軽減、早期の被害回復等一人一人に寄り添うことのできる支援の一層の充実に取り組みます。（県民生活課、警察県民課）

(4) 日本司法支援センター（法テラス）との連携と情報提供（再掲）

日本司法支援センター（法テラス）との連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用、犯罪被害者等支援弁護士制度について周知を図ります。（県民生活課、警察県民課）

(5) 「山口県被害者支援連絡協議会」の開催（再掲）

犯罪被害者等の支援活動を行う関係機関・団体で構成する「山口県被害者支援連絡協議会」を開催し、相互の連携強化及び情報共有を図るとともに、犯罪被害者等支援に関する知識・技能の充実に努めます。（警察県民課、県民生活課）

(6) 犯罪被害者等支援業務のDX化

犯罪被害者等の個人情報に関するデジタルデータを適切に管理するとともに、各種制度の申請、被害者面接、研修及び会議のオンライン化等について検討します。（県民生活課、警察県民課）

(7) 域内に住所を有しない犯罪被害者等への支援

ア 県外居住者が県内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、当該犯罪被害者が居住する都道府県の犯罪被害者等支援総合的対応窓口、警察、民間犯罪被害者等支援団体等と連携し、必要な支援につなげます。（県民生活課、警察県民課）

イ 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けたときは、当該事件が発生した都道府県に所在する犯罪被害者等支援総合的対応窓口、警察、民間犯罪被害者等支援団体等と連携し、必要な支援を行うように努めます。（県民生活課、警察県民課）

ウ 犯罪被害者の家族又は遺族が複数の都道府県に居住している場合は、当該都道府県の犯罪被害者等支援総合的対応窓口、警察、民間犯罪被害者等支援団体等と連携します。（県民生活課、警察県民課）

基本方針4 県民の理解の促進

犯罪被害者等は、地域社会において配慮・尊重され、周囲の人とつながり、支えられることで、安心して暮らすことができるものであり、犯罪被害者等支援において、県民の理解・協力は極めて重要です。

また、犯罪被害者等は、周囲の人からの無理解、無関心な言動やいわれのない誹謗中傷、誤情報を含むプライバシー情報をインターネット上に、安易に拡散されることなどによって深く傷付き、二次的被害を受ける場合もあります。

こうした状況の中、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について、県民に広く行き渡るように「犯罪被害理解促進期間^{※30}」等における集中的な広報啓発や様々な機会、媒体を活用して、年間を通じた広報啓発に取り組みます。

【具体的施策】

1 犯罪被害理解促進期間（条例第16条関係）

「犯罪被害理解促進期間」等における集中的な広報啓発活動の実施

- 県、市町等で構成する「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」を主体として、期間中に集中的な広報啓発活動を行います。（県民生活課、警察県民課）
- 関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等の現状を踏まえた施策の重要性等について、各種広報媒体を活用して周知するとともに広報啓発活動を推進します。（警察県民課）
- 広報啓発のための集中的な強化期間として設立された「犯罪被害者月間」と連動した広報啓発活動を推進します。（県民生活課、警察県民課）

2 年間を通じた広報啓発

(1) 広く県民を対象とした広報啓発活動の推進

ア 「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」を主体として、各地域で「犯罪被害者等支援ミニパネル展」を開催するなど、市町と連携した広報啓発活動を行います。

また、「犯罪被害者等支援ちよるる」や低年齢層向けの広報素材を活用するなどして、幅広い年齢層に対し、親しみやすく、わかりやすい広報を行います。（県民生活課）

イ 県公式SNSやデジタルサイネージなどの各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進します。（県民生活課、警察県民課）

※30 犯罪被害理解促進期間

山口県犯罪被害者等支援条例により、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援について県民の理解を促進するため、毎年11月25日から同年12月1日までが同期間と定められています。

ウ 関係機関や民間犯罪被害者等支援団体等と連携の上、犯罪被害者等の置かれている状況やそれを踏まえた施策の重要性等について、様々な広報媒体を通じて周知するとともに、広報啓発活動を推進します。(警察県民課)

エ 県が主催する「人権ふれあいフェスティバル」において、犯罪被害者等への理解を深めるパネル展示等を行います。(人権対策室)

オ 性暴力、DVやデートDV(交際相手からの暴力)等の防止に関する広報啓発活動を推進します。(男女共同参画課)

カ 体罰の禁止や、児童虐待の防止に関する広報啓発活動を推進します。(こども家庭課)

キ 高齢者虐待、障害者虐待の防止に関する広報啓発活動を推進します。(長寿社会課、障害者支援課)

(2) 事業者の犯罪被害者等への理解の促進(再掲)

職場における二次的被害を防止するとともに、犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度等の周知・導入を図るため、各種行事や事業者の団体、事業者への巡回訪問等を通じて情報提供、啓発活動等を行い、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援について事業者の理解を深めます。(県民生活課、労働政策課)

(3) 犯罪被害者等の理解に向けた学校における人権教育の推進

二次的被害の未然防止など権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、犯罪被害者等の人権に関する問題についての理解を深める学校教育活動に、関係機関とも連携を図りながら取り組むことで、児童生徒の人権尊重の意識を高めます。(人権教育課)

(4) 「命の大切さを学ぶ教室」等の開催

中学生・高校生等を対象に講演を行う「命の大切さを学ぶ教室」や、大学、職場、団体等を対象とした「命の講座」を開催し、犯罪被害者等への理解を深めるとともに、規範意識や地域社会で犯罪被害者等を支える意識の向上を図ります。(警察県民課、人権教育課)

(5) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等を防ぐための教育・広報啓発活動の推進

SNSを含むインターネット上で誹謗中傷等が行われないようにするため、各種研修や講習、様々な広報媒体を通じた広報啓発活動を推進します。(県民生活課、警察県民課、人身安全・少年課、サイバー犯罪対策課、人権対策室)

(6) 各種強化期間を中心とした多角的な広報啓発活動の推進

各季の交通安全運動や、毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」、11月の「配偶者等暴力防止運動期間」、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」12月の「人権啓発推進月間」等において、関係機関・団体等と連携して広報啓発活動を推進します。(県民生活課、男女共同参画課、こども家庭課、人権対策室)

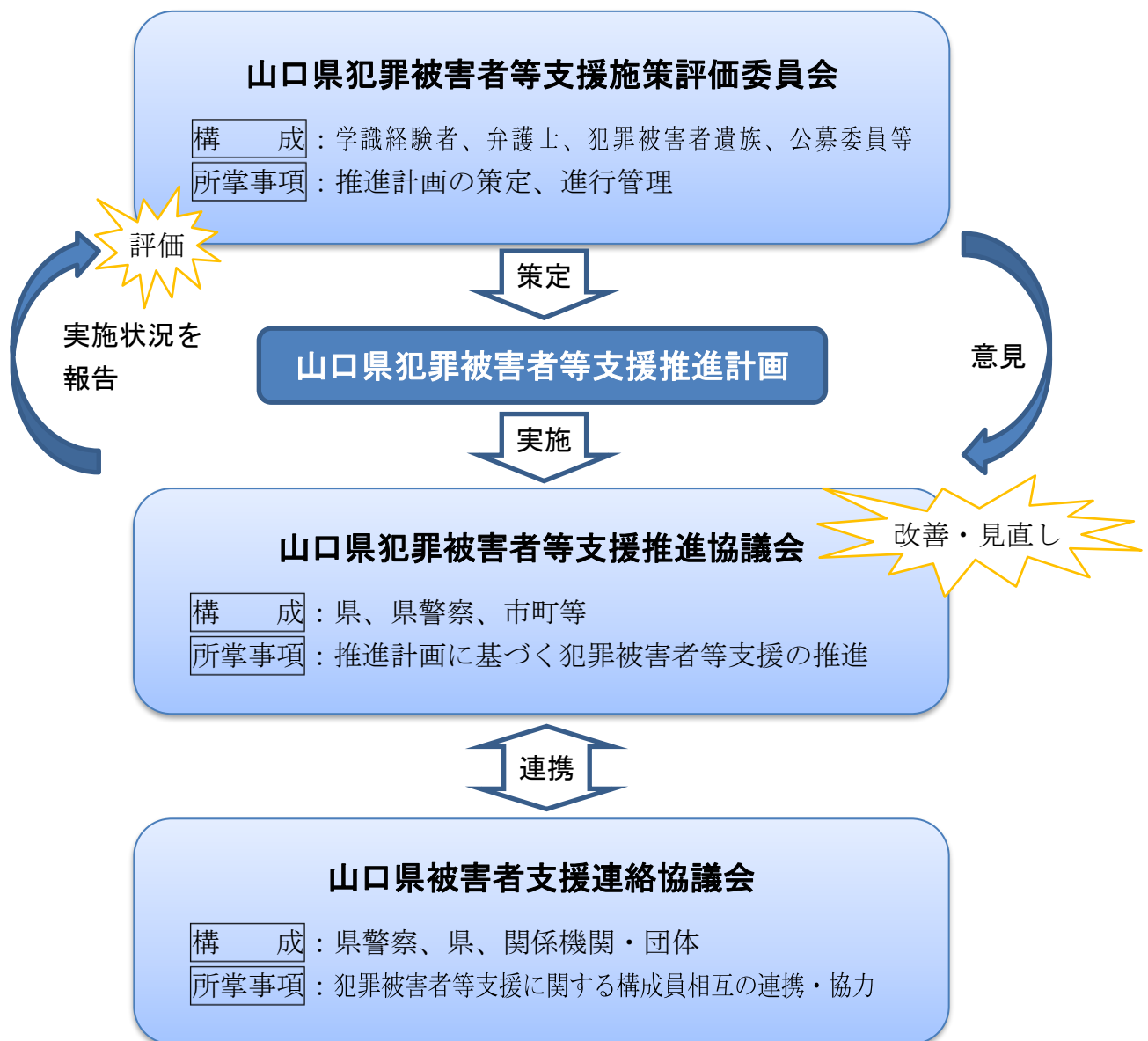
- (7) ボランティアの育成を視野に入れた犯罪被害者等支援に関する公開講座の開催(再掲)
広く県民を対象とした「犯罪被害者等支援に関する公開講座」を開催し、犯罪被害者等支援ボランティアの育成及び犯罪被害者等支援活動に対する理解の増進に努めます。(警察県民課)
- (8) 犯罪被害者等に関する情報の保護(一部再掲)
犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の要望と、報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。
また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。(総務課)
- (9) 交通事故被害者や悲惨な交通事故の実態について理解を深める取組の推進
県警ホームページ等により、交通事故発生状況や交通事故被害者遺族の手記等を公開するほか、各種イベントでの広報啓発活動により、交通事故の実態やその悲惨さに関して、県民の理解を深めます。(交通企画課)
- (10) 多言語に対応した広報素材の作成・活用による周知(一部再掲)
外国人の犯罪被害者等を支援するため、多言語に対応した広報素材を作成し、県ホームページへ掲載する等により、支援制度等の周知を図ります。(県民生活課、国際課)

第5章 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実に推進するため、計画期間中は毎年度、その実施状況を取りまとめて「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」に報告し、施策の進捗状況を検証するとともに、いただいた意見等を基に、必要な施策の改善及び見直しを行うことによって、適切な進行管理を行います。

なお、評価委員会の会議資料や意見の概要等については、県ホームページで公表します。

図表 10 【進行管理のイメージ】



資料

1 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）

最終改正：平成二十七年九月十一日法律第六十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた

被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見

を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 山口県犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策（第9条―第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務並びに民間犯罪被害者等支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この条例において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この条例において「犯罪被害者等支援」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。

4 この条例において「二次的被害」とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

5 この条例において「民間犯罪被害者等支援団体」とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として、推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪等による直接的な被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、県、市町、民間犯罪被害者等支援団体その他の関係者相互間の連携を図りながら推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する犯罪被害者等支援についての基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第5条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深め、二次的被害が生じないように配慮するよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深め、犯罪被害者等の労働環境の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、その事業活動を行うに当たって、二次的被害が生じないように配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間犯罪被害者等支援団体の役割)

第8条 民間犯罪被害者等支援団体は、その専門的な知識及び経験を活用して犯罪被害者等支援を行うよう努めることによって、犯罪被害者等支援の推進に積極的な役割を果たすものとする。

2 民間犯罪被害者等支援団体は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策

(推進計画)

第9条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 推進計画は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(相談及び情報の提供等)

第10条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第11条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第12条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第13条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第14条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、住居に関する情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第15条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての啓発活動等必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害理解促進期間)

第16条 県民の間に広く犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、二次的被害の防止に関する意識を高めるため、犯罪被害理解促進期間を設ける。

2 犯罪被害理解促進期間は、毎年11月25日から同年12月1日までとする。

3 県は、犯罪被害理解促進期間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(民間犯罪被害者等支援団体に対する支援)

第17条 県は、民間犯罪被害者等支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第18条 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 県は、市町及び民間犯罪被害者等支援団体等と連携しつつ、犯罪被害者等支援に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

犯罪被害者等支援に係る多機関ワンストップサービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県犯罪被害者等支援条例（令和3年山口県条例第1号）第4条の趣旨に基づき、犯罪被害者等が直面する諸問題を解決するため、県が、山口県警察、市町、公益社団法人山口被害者支援センター（以下「センター」という。）及びその他関係機関・団体（以下「相談受付機関等」という。）と連携して、必要な支援を途切れなく行う、多機関ワンストップサービスの実施に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、多機関ワンストップサービスにより、犯罪被害者等の負担軽減及び早期回復を図るため、犯罪被害者等への複数機関による支援が必要と認められる場合に、関係機関と連携して迅速に支援内容を調整し、総合的な支援を途切れなく提供するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、特別の定めがある場合を除き、山口県犯罪被害者等支援条例の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に規定するものをいう。

(2) 対象犯罪行為

別表に掲げる「事件の種類」に該当する犯罪及び日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為のうち、日本国内において行われたとした場合に、当該行為が日本国の法令に照らし別表に掲げる犯罪に該当すると認められるものをいう。

(3) 家族又は遺族

民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族の範囲に準じ、法律上の身分関係がない者であっても、これと同視し得る事情にある者をいう。

(支援対象者)

第4条 多機関ワンストップサービスにおける支援対象者（以下「支援対象者」という。）は、前条に定める対象犯罪行為による犯罪被害者等のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 犯罪発生時において、次のいずれかに該当する者

ア 県内及び県外で発生した対象犯罪行為により被害を受けた県内に居住する者及び

その家族又は遺族

イ 県内で発生した対象犯罪行為により被害を受けた県外に居住する者及びその家族又は遺族

- (2) 相談受付機関等に相談を行い、複数機関による支援を希望する者であって、第9条に定める犯罪被害者等支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）が支援対象とすることが適当と判断する者
- (3) 警察に被害申告があるなど、犯罪被害者等であることが客観的に確認できる者

（支援対象者に関する制限）

第5条 支援対象者が次の各号いずれかに該当する場合は、支援対象者としなない。

- (1) 犯罪被害者等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (2) その他の事情から判断して支援を行うことが社会通念上適切でないとき

（犯罪被害者等支援調整会議）

第6条 犯罪被害者等に対し、多機関ワンストップサービスによる効果的な支援を行うため、山口県犯罪被害者等支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

2 支援調整会議の事務局は、環境生活部県民生活課（以下「県民生活課」という。）に置く。

（所掌事項）

第7条 支援調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者に関する支援内容の協議
- (2) 支援対象者に関する支援計画の決定、検証及び見直し
- (3) 被害者が多数に及ぶなど、人の生命又は身体に甚大な被害が発生した大規模事案における緊急支援に関する協議
- (4) 前各号に定めるもののほか、支援対象者の支援のために必要な事項に関する協議

（構成機関等）

第8条 支援調整会議の構成機関は、県民生活課、警察本部警務部警察県民課（以下「警察県民課」という。）、支援対象者が居住する市町及びセンターとする。

2 前項に掲げるもののほか、コーディネーターが前条各号に掲げる事項の協議に必要と認める者を支援調整会議の構成機関等とすることができる。

(コーディネーター)

第9条 第7条の所掌事項を円滑に行うため、県民生活課にコーディネーターを置く。

2 コーディネーターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 支援対象者への面談によるアセスメントの作成
- (2) 支援調整会議の開催判断
- (3) 支援対象者に対する支援計画案の作成
- (4) 支援計画案に基づく支援サービスの提供に向けた構成機関等との調整
- (5) 支援対象者に対する支援計画の説明及び実施状況の確認
- (6) 支援対象者に対する支援提供後の面談
- (7) 支援計画の検証及びその見直し
- (8) 犯罪被害者等支援に関する市町担当者への助言
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援対象者の支援に関する業務

3 コーディネーターの業務については、警察県民課及びセンターと緊密に連携し、必要に応じて犯罪被害者等に対する共同聴取、面談への同行及び情報共有等を行う。

(支援調整会議の開催)

第10条 支援調整会議は、県民生活課が招集する。

2 支援調整会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は、月1回程度開催し、支援計画の進捗状況の確認及び必要に応じた検証・見直しを行う。

4 臨時会は、県民生活課が必要と認めるときに招集する。

5 支援調整会議は、公開しない。支援調整会議において使用した資料についても同様とする。

(支援調整会議の手続)

第11条 支援調整会議に係る手続は、次のとおりとする。

(1) 相談受付機関等は、複数機関による支援が必要と認められる相談があった場合、相談受理票(様式第1号。以下「受理票」という。)を作成し、犯罪被害者等の同意を得た上で、個人情報提供同意書(様式第2号。以下「同意書」という。)を徴するとともに、速やかに受理票の写し及び同意書の原本をコーディネーターに交付し、聴取した内容を引き継ぐ。

ただし、コーディネーターは、必要に応じて相談受付機関等から聞き取りを行い、受理票を作成することができる。

(2) コーディネーターは、犯罪被害者等と面談して、その状況を確認し、必要に応じて受理票を補記するとともに、アセスメントシート(様式第3号)を作成し、支援ニーズを把握する。

ただし、県警察職員又はセンター職員がコーディネーターに代わり、犯罪被害者等に面談を行い、作成することができる。

(3) コーディネーターが支援調整会議の開催の必要があると判断した場合は、犯罪被害者等に対し、支援調整会議において個人情報共有することについて同意を得た上で、山口県犯罪被害者等支援調整会議開催申出書兼個人情報提供同意書（様式第4号）を徴し、併せて支援計画書（案）（様式第5号）を作成する。

(4) コーディネーターは、支援調整会議において支援計画（案）に基づく支援内容等について構成機関等で協議を行い、その協議結果に基づき支援計画書（様式第6号）を作成し、その写しを支援対象者に交付して説明する。

ただし、支援対象者に対する説明等は、県警察職員又はセンター職員と協力して行うことができる。

(5) コーディネーターは、以後の支援調整会議等において支援の進捗状況等を確認し、支援計画検証シート（様式第7号）を作成して、必要に応じて支援計画の検証・見直しを行う。

(6) 多機関ワンストップサービスによる支援は、支援計画に基づく支援の提供から原則1年間実施するものとし、その間に支援の進捗の確認及び支援計画の検証・見直しを行う。

ただし、支援計画に基づく支援が終了した場合等、犯罪被害者等の状況に応じて、コーディネーターが支援の終了を判断することができる。

(7) 支援を終了するに当たっては、犯罪被害者等に対し、再相談が可能である旨を伝えるとともに、支援提供中の相談受付機関に対して、引き続き必要な支援の提供を依頼する。

(8) コーディネーターは、支援調整会議を開催しない場合であっても、相談受付機関等と連携して、犯罪被害者等に対し、必要な支援を行う。

（議事録）

第12条 県民生活課は、支援調整会議終了後、支援調整会議結果報告書（様式第8号）を作成し、適切に保管する。

（秘密保持義務）

第13条 支援調整会議の出席者は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（個人情報の保護）

第14条 相談受付機関等及び支援調整会議に参加する構成機関等は、支援対象者の個人情報について、漏えい等がないよう保護に万全を期すため、当該個人情報について、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 個人情報等を他の機関等に提供するに当たっては、情報漏えい防止の観点から専用の鞆等に収納の上、原則として送付先に対して直接手渡しにより引き渡すものとする。
ただし、郵送(簡易書留その他相手方の受取りが確認できる方法によるものに限る。)又は電子メール(機密情報送付に対応したパスワード付きのものに限る。)による送付は、必要に応じて認める。
- (2) 書類等を電子メールで送付する場合は、送付前に複数の職員で送信先を確認した上で送付するとともに、送信後は、送信先に対する受信確認を行い、確認の後、送信メールの削除を依頼する。
- (3) 関係機関における情報共有の範囲は、支援に関係する職員に限るものとし、不要な写しの作成や、関係職員以外の者が閲覧可能なネットワーク共有フォルダ等に電磁的記録を保管することを禁止する。
- (4) 個人情報を有する書類にあつては、執務中は机上に放置せず、関係職員以外の者が容易に閲覧できないよう配慮するとともに、保管責任者を指定し、鍵のかかるロッカー等で保管する。
- (5) 支援調整会議等で個人情報が記載された書類を配布する必要がある場合は、複写を禁止するとともに、原則として会議終了後に回収し、裁断その他確実に処分できると認められる方法により処分する。

(文書保存年限)

第 15 条 支援調整会議に係る書類の保存年限は、支援終了と判断した日(完結日)の属する年度の翌年度の4月1日から5年とする。

- 2 前項に規定する保存年限が経過する前に、同一の支援対象者に対して、再度支援を行った場合は、当該再度行った支援について支援終了と判断した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年とする。

(庶務)

第 16 条 支援調整会議の庶務は、県民生活課が処理する。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、構成機関等と協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	事件の種類
<p>1 刑法（明治40年法律第45号）に定めのある罪に当たる違法な行為</p>	<p>(1) 次に掲げる犯罪（未遂の規定のあるものは、未遂を含む。）行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 殺人 イ 強盗致死傷 ウ 逮捕及び監禁 エ 逮捕等致死傷 オ 略取及び誘拐 カ 人身売買 キ 傷害致死 ク 傷害のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの ケ 前各号に掲げる犯罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害（PTSD等の精神疾患を含む。）を負ったもの <p>((2)に掲げるもの及び2において事件の種類欄に掲げる事件に係るものを除く。)</p> <p>(2) 性犯罪（刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。未遂を含む。)</p>
<p>2 交通事故事件（ひき逃げ事件を含む。)</p>	<p>(1) 交通死亡事故</p> <p>(2) 交通事故（全治3か月以上の傷害を負った事故に限る。)</p> <p>(3) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）に定める危険運転致死傷罪に当たる事件（全治1か月以上の傷害を負った事故に限る。)</p>
<p>3 その他</p>	<p>上記に準ずる行為等で、相談受付機関等が多機関ワンストップサービス体制による支援を必要と認めた事案</p>

相談受理票(兼 情報提供票)

受理者

受理日	年 月 日() : ~ : (分)	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> FAX		
相談者	フリガナ 氏名: 様	生年月日	歳 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> ()	
	住所:	電話	FAX	
		メール		
	職業:	確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他()	
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄) <input type="checkbox"/> 関係機関(名称: 職名等:) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 不明				
被害者	フリガナ 氏名: 様	生年月日	歳 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> ()	
	住所:	電話	FAX	
		メール		
職業等:				
その他の情報	(家族構成・制度利用状況等)			
被害状況	種別	<input type="checkbox"/> 殺人・傷害致死 <input type="checkbox"/> 傷害・暴行 <input type="checkbox"/> 交通犯罪() <input type="checkbox"/> DV・ストーカー <input type="checkbox"/> 性暴力() <input type="checkbox"/> 児童虐待 <input type="checkbox"/> 財産犯罪 <input type="checkbox"/> その他()		
	発生日	年 月 日	発生場所	
	被害届	<input type="checkbox"/> 提出済み(受理警察署: 受理番号: 提出日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 未提出 <input type="checkbox"/> 不明		
	加害者	<input type="checkbox"/> 特定 → 氏名: (関係性) <input type="checkbox"/> 家族・親族 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 非特定		
	刑事手続	逮捕: 済 <input type="checkbox"/> (月 日) ・未 <input type="checkbox"/>		送致: 済 <input type="checkbox"/> (月 日) ・未 <input type="checkbox"/>
		起訴: 済 <input type="checkbox"/> (月 日) ・未 <input type="checkbox"/>		その他()
	被害の概況			
心身の状態	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終了 後遺症 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (具体的状態)			

相談内容	
これまでに受けた支援	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 警察被害者支援室の支援員() <input type="checkbox"/> 警察部内カウンセラー() <input type="checkbox"/> 警察の公費負担制度() <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 民間被害者支援団体による支援() <input type="checkbox"/> 県の支援制度() <input type="checkbox"/> 市町村の支援制度() <input type="checkbox"/> 性犯罪・性暴力被害者のためのワキストップ支援センター() <input type="checkbox"/> 法テラス() <input type="checkbox"/> その他() (特記事項)
求めている支援	<input type="checkbox"/> 安全の確保() <input type="checkbox"/> マスコミ等個人情報保護() <input type="checkbox"/> 住居() <input type="checkbox"/> 心身の健康() <input type="checkbox"/> 後遺症() <input type="checkbox"/> 仕事・雇用・学校() <input type="checkbox"/> 家事・育児・介護() <input type="checkbox"/> 家族と家族関係() <input type="checkbox"/> 経済的支援() <input type="checkbox"/> 医療費・保険・年金() <input type="checkbox"/> 刑事手続() <input type="checkbox"/> 民事・損害賠償() <input type="checkbox"/> 刑事裁判() <input type="checkbox"/> その他() (特記事項) 【情報伝達・共有の必要性】 ・コーディネーター <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・他機関紹介等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・自機関内の他部署等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (特記事項) 【自由記載欄】
結果	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 傾聴・情報収集・助言等 <input type="checkbox"/> 電話・面談等の予約(内容: 年 月 日 :) <input type="checkbox"/> 自機関の支援制度調整・利用(内容: 担当:) <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 情報提供(内容: 担当:) <input type="checkbox"/> 紹介・引継ぎ(年 月 日 紹介先機関: 担当:) <input type="checkbox"/> 他機関との連絡調整(年 月 日 連絡先: 担当:) <input type="checkbox"/> その他()
相談経路	直接相談 <input type="checkbox"/> 広報媒体() <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> その他() 関係機関等から紹介 <input type="checkbox"/> 警察() <input type="checkbox"/> 地方公共団体() <input type="checkbox"/> 民間支援団体() <input type="checkbox"/> その他関係機関() その他 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 再相談
備考	

相談等受理機関・団体→犯罪被害者等支援コーディネーター宛て

個人情報提供同意書

私は、() が受けた犯罪被害に関し、山口県及び支援関係機関等による支援を受けるに当たり、

- 被害者及び家族等の氏名、住所、生年月日、連絡先
- 被害状況（発生日時・場所、被害の罪種、取扱い警察署等）
- 希望する支援制度・サービス

等の支援を受けるに当たって必要な情報（相談でお伺いしたこと）を、

- 山口県県民生活課（犯罪被害者等支援コーディネーター）
- 山口県警察本部警務部警察県民課犯罪被害者支援室
- () 市・町 () 課
- 山口被害者支援センター

へ提供することに同意します。

年 月 日

住 所 (〒 -)

連絡先

氏 名

※未成年の場合、保護者又は代理人の方も記名願います。

氏 名

<電話による確認の場合>

() に対し、上記のとおり個人情報の提供に関する説明を行い、関係機関・団体への情報提供の同意を得た。

年 月 日 担当者：所属()
氏名()

アセスメントシート

被害者名:		住所:	
生年月日: (歳)			
相談者名: (続柄)		記入者氏名:	
連絡先:		所属:	
分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等
安全の確保	再被害の防止	加害者の検挙 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 再被害の不安 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	加害者の状況 <input type="checkbox"/> 逮捕・勾留中 <input type="checkbox"/> 在宅捜査中 <input type="checkbox"/> 不起訴 <input type="checkbox"/> 公判中 <input type="checkbox"/> 保釈中 <input type="checkbox"/> 服役中 <input type="checkbox"/> 執行猶予中 <input type="checkbox"/> 出所 <input type="checkbox"/> その他() ※DV・ストーカー被害の場合の戸籍・住民票の閲覧制限 <input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> していないが希望 <input type="checkbox"/> 不要
	プライバシー等	個人情報の拡散 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 マスコミ報道 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	個人情報拡散又は報道被害の具体的内容 () 弁護士対応 <input type="checkbox"/> 依頼済み <input type="checkbox"/> 依頼なし <input type="checkbox"/> 依頼なしだが希望 <input type="checkbox"/> 不要 ↳ 弁護士氏名()
	居住環境	自宅に住み続けられるか <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> その他() 通勤・通学の継続 <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> その他()	自宅に住めない具体的問題 () → 当面の避難場所 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合の場所:) 通勤・通学の具体的問題 ()
心身の状態	被害による身体のけが等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	有の場合、どのようなけが、疾病か () 治療について <input type="checkbox"/> 治療中 <input type="checkbox"/> 治療済み <input type="checkbox"/> 未治療 <input type="checkbox"/> その他() ↳ 医療機関名()
		【性犯罪の場合】 妊娠(又はその不安) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 性感染症(又はその不安) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	有の場合の産婦人科の受診 <input type="checkbox"/> 受診済み <input type="checkbox"/> 未受診 <input type="checkbox"/> 不明 有の場合の産婦人科等の受診 <input type="checkbox"/> 受診済み <input type="checkbox"/> 未受診 <input type="checkbox"/> 不明
	不眠、食欲不振、頭痛、腹痛等	【被害者本人】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	具体的な症状 () 治療について <input type="checkbox"/> 治療中 <input type="checkbox"/> 治療済み <input type="checkbox"/> 未治療 <input type="checkbox"/> その他() ↳ 医療機関名() 後遺症 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
		【家族等】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 →ある場合、誰が ()	具体的な症状 () 治療について <input type="checkbox"/> 治療中 <input type="checkbox"/> 治療済み <input type="checkbox"/> 未治療 <input type="checkbox"/> その他() ↳ 医療機関名() 後遺症 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
	もともとの病気(持病等)	【被害者本人】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	有の場合、悪化したかどうか <input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 不明 かかりつけ医への受診 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> その他()
【家族等】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 →ある場合、誰が ()		有の場合、悪化したかどうか <input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 不明 かかりつけ医への受診 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> その他()	

分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等
心身の状態	心の状態	<p>【被害者本人】 それぞれ該当する場合にチェック <input type="checkbox"/> 気分の落ち込み <input type="checkbox"/> 自分を責める <input type="checkbox"/> やる気が出ない <input type="checkbox"/> 外出困難 <input type="checkbox"/> 恐怖感や不安感 <input type="checkbox"/> 人間不信 <input type="checkbox"/> フラッシュバック <input type="checkbox"/> 悪夢 <input type="checkbox"/> 物や音、人に過敏に反応する <input type="checkbox"/> 被害を思い出させる人や場所等を避ける <input type="checkbox"/> 感覚や感情の麻痺 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>※特に留意すべきこととして <input type="checkbox"/> 死にたい気持ち <input type="checkbox"/> 自傷行為() (学童期までのこどもの場合) <input type="checkbox"/> 腹痛等の身体症状 <input type="checkbox"/> 退行</p>	<p>左の項目にひとつでもチェックがある場合 いつから() いつまで <input type="checkbox"/> 今はない <input type="checkbox"/> 今も続いている <input type="checkbox"/> 不明</p> <p>精神科・心療内科の治療について <input type="checkbox"/> 治療中 <input type="checkbox"/> 治療済み <input type="checkbox"/> 未治療 <input type="checkbox"/> その他() ↳ 医療機関名() 診断名()</p> <p>カウンセリングの利用について <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 終了 ↳ カウンセラー() <input type="checkbox"/> 利用していないが利用希望あり <input type="checkbox"/> 利用しておらず、利用希望なし</p> <p>(学童期までの場合) 児童相談所又はスクールカウンセラー等の利用 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 終了 ↳ カウンセラー() <input type="checkbox"/> 利用していないが利用希望あり <input type="checkbox"/> 利用しておらず、利用希望なし</p>
		<p>【家族等】誰が() それぞれ該当する場合にチェック <input type="checkbox"/> 気分の落ち込み <input type="checkbox"/> 自分を責める <input type="checkbox"/> やる気が出ない <input type="checkbox"/> 外出困難 <input type="checkbox"/> 恐怖感や不安感 <input type="checkbox"/> 人間不信 <input type="checkbox"/> フラッシュバック <input type="checkbox"/> 悪夢 <input type="checkbox"/> 物や音、人に過敏に反応する <input type="checkbox"/> 被害を思い出させる人や場所等を避ける <input type="checkbox"/> 感覚や感情の麻痺 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>※特に留意すべきこととして <input type="checkbox"/> 死にたい気持ち <input type="checkbox"/> 自傷行為() (学童期までのこどもの場合) <input type="checkbox"/> 腹痛等の身体症状 <input type="checkbox"/> 退行</p>	<p>左の項目にひとつでもチェックがある場合 いつから() いつまで <input type="checkbox"/> 今はない <input type="checkbox"/> 今も続いている <input type="checkbox"/> 不明</p> <p>精神科・心療内科の治療について <input type="checkbox"/> 治療中 <input type="checkbox"/> 治療済み <input type="checkbox"/> 未治療 <input type="checkbox"/> その他() ↳ 医療機関名() 診断名()</p> <p>カウンセリングの利用について <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 終了 ↳ カウンセラー() <input type="checkbox"/> 利用していないが利用希望あり <input type="checkbox"/> 利用しておらず、利用希望なし</p> <p>(学童期までの場合) 児童相談所又はスクールカウンセラー等の利用 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 終了 ↳ カウンセラー() <input type="checkbox"/> 利用していないが利用希望あり <input type="checkbox"/> 利用しておらず、利用希望なし</p>
		<p>上記心の状態が日常生活に支障をきたしているか <input type="checkbox"/> かなりある <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ほぼない <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 不明 (ある場合、誰が:)</p>	<p>具体的な問題 () ある場合の対処 <input type="checkbox"/> 精神科又はカウンセリングの利用 <input type="checkbox"/> 本人又は家族で対処 <input type="checkbox"/> 対処できていない (どうしたいかの希望:)</p>
		<p>被害以前の精神科・心療内科の受診歴 <input type="checkbox"/> 有(終了又は中断していた) <input type="checkbox"/> 有(継続中) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明</p>	<p>有又は有った場合 医療機関名() 診断名() 自立支援医療の利用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 精神障害者手帳の利用 <input type="checkbox"/> 有(等級:) <input type="checkbox"/> 無</p>

分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等
日常生活の維持	仕事	<p>【被害者本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害後の状況 □変化なし □休職 □退職 ・職場に被害事実を □伝えた □伝えていない ・その他の問題 □有 □無 	<ul style="list-style-type: none"> ・休職の場合 □有給 □無給 □傷病手当金 ・退職の場合、(現時点での)再就職の予定、希望 □有 □無 □その他() ・職場に被害事実を伝えた場合の配慮や理解、協力 □有 □無 □その他() ・その他の問題の具体的内容 ()
		<p>【家族等】誰が()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害後の状況 □変化なし □休職 □退職 ・職場に被害事実を □伝えた □伝えていない ・その他の問題 □有 □無 	<ul style="list-style-type: none"> ・休職の場合 □有給 □無給 □傷病手当金 ・退職の場合、(現時点での)再就職の予定、希望 □有 □無 □その他() ・職場に被害事実を伝えた場合の配慮や理解、協力 □有 □無 □その他() ・その他の問題の具体的内容 ()
	学校	<p>【被害者本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害後の状況 □変化なし □登校中断 □退学 ・学校に被害事実を □伝えた □伝えていない ・その他の問題 □有 □無 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校中断の場合の過ごし方 □自宅 □フリースクール等 □その他() 出欠扱い □出席扱い □欠席 ・学校に被害事実を伝えた場合の配慮や理解、協力 □有 □無 □その他() ・その他の問題の具体的内容 () ・スクールソーシャルワーカーへの相談 □有 □無で不要 □無だが相談したい
		<p>【家族等】誰が()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害後の状況 □変化なし □登校中断 □退学 ・学校に被害事実を □伝えた □伝えていない ・その他の問題 □有 □無 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校中断の場合の過ごし方 □自宅 □フリースクール等 □その他() 出欠扱い □出席扱い □欠席 ・学校に被害事実を伝えた場合の配慮や理解、協力 □有 □無 □その他() ・その他の問題の具体的内容 () ・スクールソーシャルワーカーへの相談 □有 □無で不要 □無だが相談したい
	家事・育児・介護	<p>家事・育児・介護についての問題、困難で当てはまるものがあればチェック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事の問題 □食事の支度 □掃除・洗濯 □買いもの □その他() ・育児の問題 □自宅での育児 □保育園等の送迎 □子連れの外出 □その他() ・介護の問題 □自宅での介護 □外出時の付添い □施設・病院等の送迎 □その他() 	<p>左の項目にひとつでもチェックがある場合 いつから() いつまで □今はない □今も続いている □不明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに利用している制度・サービス () ・同居家族以外での協力者 □いる() □いない □その他() ・同居族以外の協力がいない場合等のヘルパーやボランティア等の利用について □希望する □しない □その他()

分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等
日常生活の維持	家族関係等	家族に被害事実を伝えている <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他() 家族関係の悪化、問題等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他() 被害者本人の家族への接し方の疑問、不安 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他() 家族の被害者本人への接し方の疑問、不安 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他() 友人等との関係の変化、問題等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()	・家族に伝えている場合の家族の理解、協力 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他() ・家族関係の悪化、問題等の具体的内容 () ・被害者本人の家族への接し方の疑問、不安の内容 () ・家族の被害者本人への接し方の疑問、不安の内容 () ・友人等との関係の変化、問題等の具体的内容 () ・相談や手助けをしてくれる(してくれそうな)友人等 <input type="checkbox"/> いる() <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 不明
	その他	その他の生活上の不安、問題 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()	・その他の生活上の不安、問題の具体的内容 ()
経済状況	就労収入等	被害による就労収入減等の不安、問題 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()	・ある場合、誰()の不安、問題の具体的内容 ()
	当面の支払(医療費等)	医療費の支払に関する不安、問題 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他() 葬儀、法要等の支払に関する不安、問題 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他() その他の急な出費に関する不安、問題 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()	・医療費の支払に関する不安、問題等の具体的内容 () ※健康保険の適用について 第三者行為による傷病届の手続き <input type="checkbox"/> 手続済み <input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 準備中 <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他() ・葬儀、法要等の支払に関する不安、問題の具体的内容 () ・その他の急な出費に関する不安、問題の具体的内容 ()
	その他	住宅ローン・賃貸家賃の支払に関する不安、問題 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他() 相続に関する不安、問題 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他() その他学費・借金の支払等に関する不安、問題 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()	・住宅ローン・賃貸家賃の支払に関する不安、問題等の具体的内容 () ・相続に関する不安、問題の具体的内容 () ・その他学費・借金の支払等に関する不安、問題の具体的内容 ()
	保険金その他(収入)	生命保険、医療保険等の保険金等 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当又は加入無し 労災保険の保険金等 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当又は加入無し 障害年金等 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明 犯罪被害者等給付金 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明 地方公共団体の見舞金・支援金等 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明 ※交通犯罪の場合の加害車両の保険 <input type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 自賠責のみ <input type="checkbox"/> 無保険 <input type="checkbox"/> 不明・その他()	・生命保険、医療保険、労災保険等の保険金等の支払該当の場合 (保険の種類: <input type="checkbox"/> 支払済み <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 申請準備中 <input type="checkbox"/> その他) ・障害年金等の支給該当の場合 <input type="checkbox"/> 支給済み <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 申請準備中 <input type="checkbox"/> その他) ・犯罪被害者等給付金の支給該当の場合 <input type="checkbox"/> 支給済み <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 申請準備中 <input type="checkbox"/> その他) ・地方公共団体の見舞金・支援金等の支給該当の場合 <input type="checkbox"/> 支給済み <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 申請準備中 <input type="checkbox"/> その他) ※交通犯罪の加害車両の保険の支払 <input type="checkbox"/> 支払済み <input type="checkbox"/> 請求中 <input type="checkbox"/> 請求準備中 <input type="checkbox"/> その他) ・無保険の場合の政府保障事業について <input type="checkbox"/> 支払済み <input type="checkbox"/> 請求中 <input type="checkbox"/> 請求準備中 <input type="checkbox"/> その他()

分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等
	警察・検察関係	<p>担当・窓口となる警察官・検察官(又は事務官)について ・警察官 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>不明 ・検察官 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>不明</p> <p>今後の司法手続等の説明について <input type="checkbox"/>受けて理解した <input type="checkbox"/>受けていない <input type="checkbox"/>受けたがよく分からない <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>警察・検察での事情聴取等の予定 <input type="checkbox"/>済み <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>不明その他()</p> <p>その他、警察・検察関係での不安、問題 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>不明・その他()</p> <p>※性暴力被害の場合 不同意性交等での証拠採取 <input type="checkbox"/>した <input type="checkbox"/>していないので希望 <input type="checkbox"/>していないが希望無 <input type="checkbox"/>非該当 <input type="checkbox"/>不明・その他()</p>	<p>担当・窓口となる警察官・検察官が有の場合 ・警察官(氏名:) (連絡先:) ・検察官(又は事務官)(氏名:) (連絡先:)</p> <p>司法手続等の説明について受けていない、又は受けたがよく分からないの場合、弁護士への相談を <input type="checkbox"/>希望する <input type="checkbox"/>希望しない <input type="checkbox"/>依頼弁護士がいるので不要 <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>警察・検察での事情聴取等の予定有の場合、支援者や弁護士の付添いの希望 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>不明・その他()</p> <p>その他、警察・検察関係での不安、問題有の場合の具体的内容 ()</p> <p>捜査等の進捗状況の連絡(被害者連絡制度)についての希望 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>すでに申出済み <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>不明・その他()</p>
司法関係の手続等	刑事手続・裁判等	<p>刑事裁判の予定 <input type="checkbox"/>済み(判決等:) <input type="checkbox"/>有(日程等:) <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>不明その他()</p> <p>刑事裁判での証人出廷の予定 <input type="checkbox"/>済み <input type="checkbox"/>有(日程等:) <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>不明・その他()</p> <p>その他刑事手続・裁判の不安、問題 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>不明・その他()</p> <p>弁護士による法律相談の利用 <input type="checkbox"/>利用済み <input type="checkbox"/>予定あり <input type="checkbox"/>していないが希望 <input type="checkbox"/>希望しない <input type="checkbox"/>不明・その他()</p>	<p>刑事裁判の予定有の場合 ・裁判への関わり方の希望 <input type="checkbox"/>被害者参加 <input type="checkbox"/>意見陳述 <input type="checkbox"/>傍聴 <input type="checkbox"/>代理傍聴 <input type="checkbox"/>特に希望しない <input type="checkbox"/>不明・その他()</p> <p>・公判の結果やその後の処遇等の連絡(被害者等通知制度)についての希望 <input type="checkbox"/>すでに申出済み <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>不明・その他()</p> <p>刑事裁判での証人出廷の予定有の場合の不安や問題 <input type="checkbox"/>有(内容:) <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>不明・その他()</p> <p>その他刑事手続・裁判の不安、問題の具体的内容 ()</p> <p>刑事手続・裁判等に関する支援弁護士について <input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>予定あり <input type="checkbox"/>いないが希望 <input type="checkbox"/>希望しない <input type="checkbox"/>不明・その他()</p>
	民事手続・裁判等	<p>示談交渉 <input type="checkbox"/>済み <input type="checkbox"/>進行中 <input type="checkbox"/>検討中 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>不明・その他()</p> <p>損害賠償請求 <input type="checkbox"/>判決済み <input type="checkbox"/>訴訟中 <input type="checkbox"/>検討中 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>不明・その他()</p> <p>その他民事手続・裁判に関する不安、問題 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>不明・その他()</p> <p>弁護士による法律相談の利用 <input type="checkbox"/>利用済み <input type="checkbox"/>予定あり <input type="checkbox"/>していないが希望 <input type="checkbox"/>希望しない <input type="checkbox"/>不明・その他()</p>	<p>示談が済みの場合の内容 ()</p> <p>損害賠償請求が判決済みの場合の内容 ()</p> <p>損害賠償請求を行っておらず、刑事裁判が結審していない場合に損害賠償命令制度を <input type="checkbox"/>すでに申立て済み <input type="checkbox"/>希望する <input type="checkbox"/>希望しない <input type="checkbox"/>不明・その他()</p> <p>その他民事手続・裁判に関する不安、問題の具体的内容 ()</p> <p>民事手続・裁判等に関する支援弁護士について <input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>予定あり <input type="checkbox"/>いないが希望 <input type="checkbox"/>希望しない <input type="checkbox"/>不明・その他()</p>

分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等
	その他	その他の不安、問題 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明・その他()	不安、問題の具体的内容 ()
その他	特記事項		

山口県犯罪被害者等支援調整会議開催申出書 兼 個人情報提供同意書

私は、山口県犯罪被害者等支援調整会議に関する説明を受け、() が受けた犯罪被害に関し、参加機関等による支援の協議を行うことに同意します。

また、協議を行うに当たり、

- 被害者及び家族等の氏名、住所、生年月日、連絡先
- 被害状況（発生日時・場所、被害の罪種、取扱い警察署等）
- 希望する支援制度・サービス

等の支援を受けるに当たって必要な情報（コーディネーター等に相談した内容）を、

山口県犯罪被害者等支援調整会議に参加する機関・団体

- 山口県の関係課（係）
- 山口県警察本部の関係課（署）
- () 市・町の関係課（係）
- 山口被害者支援センター
- その他の関係機関・団体 ()

で共有し、支援内容を協議することについて同意します。

年 月 日

住 所 (〒 -)

連絡先

氏 名

※未成年の場合、保護者又は代理人の方も記名願います。

氏 名

<電話による確認の場合>

() に対し、山口県犯罪被害者等支援調整会議の開催に関する説明を行い、上記のとおり開催に当たっての参加機関・団体との情報の共有及び支援内容の協議についての同意を得た。

年 月 日 担当者：所属()

氏名()

支援計画書（案）

利用者氏名：

作成者氏名：

作成年月日： 年 月 日

項目	相談者の困りごと 希望すること	支援内容	支援期間	提供機関 (担当者)	評価 時期	優先 順位
特記事項						

支援計画書

様式第 6 号

利用者氏名：

作成者氏名：

作成年月日： 年 月 日

支援調整会議開催日： 年 月 日 【支援調整会議参加者氏名（機関）： 】

項目	相談者の困りごと 希望すること	支援内容	支援期間	提供機関 (担当者)	評価 時期	優先 順位
特記事項						

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援内容の説明を受け、内容に同意しました。

説明者氏名：

年 月 日（利用者署名）

支援計画書

(参考資料1-3)

利用者氏名：

作成者氏名：

作成年月日： 年 月 日

支援調整会議開催日： 年 月 日 【支援調整会議参加者氏名（機関）：

】

項目	相談者の困りごと 希望すること	支援内容	支援期間	提供機関 (担当者)	評価 時期	優先 順位
特記事項						

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援内容の説明を受け、内容に同意しました。

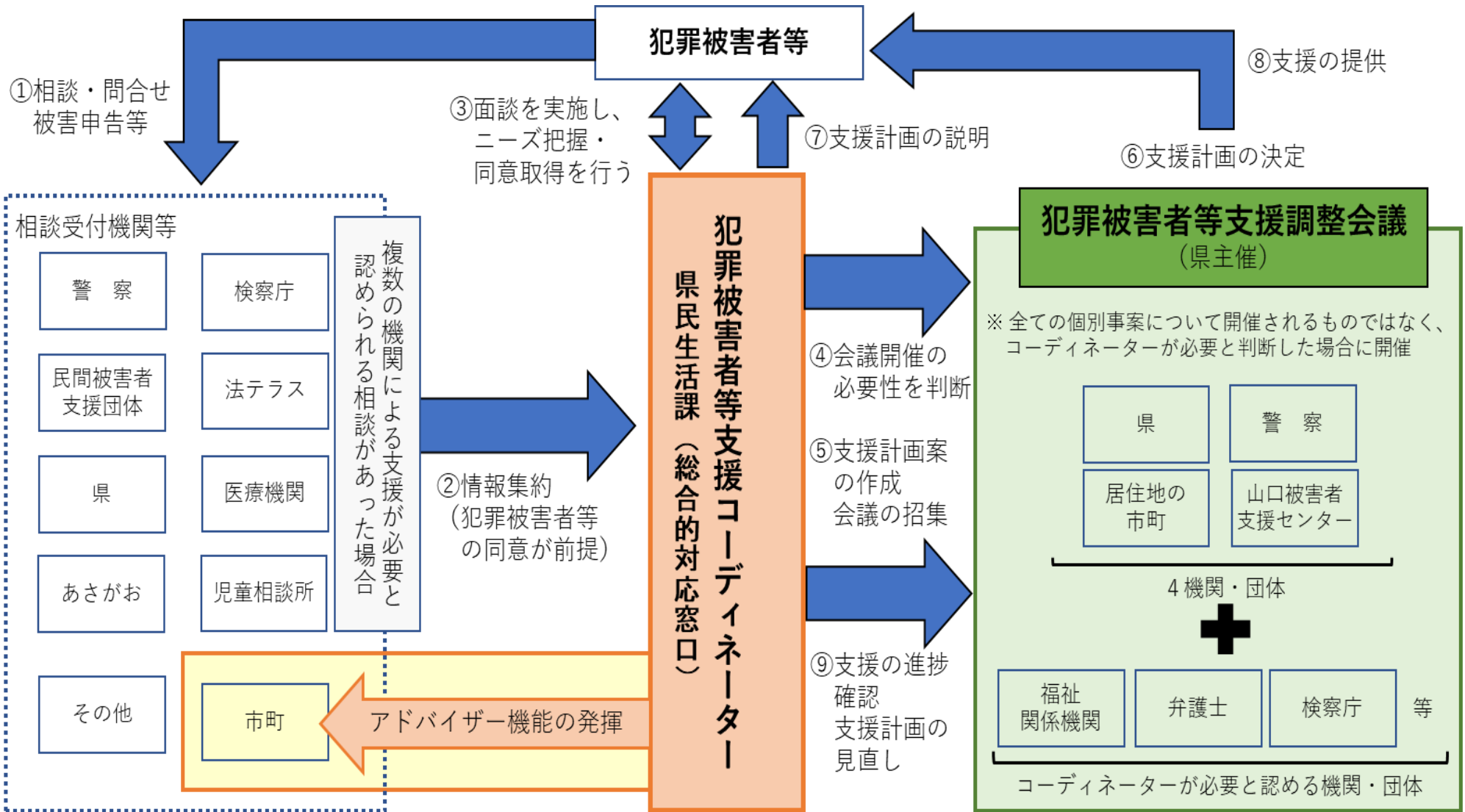
説明者氏名：

年 月 日 (利用者署名)

支援調整会議結果報告書

日 時	年 月 日 () : ~ :
場 所	
出 席 者	山口県 担当 : 山口県警察本部 担当 : 市町 担当 : 山口被害者支援センター 担当 : () 担当 :
検 討 内 容	
検 討 結 果	
作 成 者	

【多機関ワンストップサービス体制のイメージ】



山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金（以下「転居費用助成金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 転居費用助成金は、山口県犯罪被害者等支援条例（令和3年山口県条例第1号。以下「条例」という。）第11条、第13条及び第14条の規定に基づき、犯罪等による被害のために、従前の住居に居住することが困難になったと認められる者が転居するために要する費用（以下「転居費用」という。）を助成することにより、当該者の経済的負担の軽減及び安全の確保並びに居住の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「犯罪」とは、条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）を含む。）をいう。

2 この要綱において、「被害者」とは、次のア、イのいずれかに該当する者をいう。

ア 山口県内で行われた犯罪によって、その生命又は身体に被害を受けた者

イ アに準じる者で、転居費用助成金の交付が特に必要であると知事が認める者

3 この要綱において、「遺族」とは次のアからウのいずれかに該当する者をいう。

ア 被害者の配偶者であって、被害者が被害を受けた際に被害者と同居していた者（婚姻の届出はないが、事実上婚姻関係と同等の事情にあった者を含む。）

イ 被害者の二親等以内の親族であって、被害者が被害を受けた際に被害者と同居していた者

ウ ア、イに準じる者で、転居費用助成金の交付が特に必要であると知事が認める者

4 前2項に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(要件)

第4条 転居費用助成金は、次の全ての要件を満たすときに交付するものとする。

(1) 被害者が受けた犯罪が、次のいずれかの犯罪に該当すること。

ア 不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪）

イ 不同意性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）

ウ 監護者わいせつ及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、監護者性交等罪は未遂を含む。）

エ 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）

オ 殺人罪（刑法第199条の罪であり、未遂を含む。）

カ 傷害罪（刑法第 204 条の罪）のうち、傷害の程度が重い（全治 1 か月以上のもの。以下同じ。）もの

キ 傷害致死罪（刑法第 205 条の罪）

ク 逮捕等致死傷罪（刑法第 221 条の罪であり、逮捕等致傷は傷害の程度が重いもの）

ケ 強盗致死傷罪（刑法第 240 条の罪であり、未遂を含む。強盗致傷は傷害の程度が重いもの）

コ 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第 241 条の罪であり、未遂を含む。）

サ その他転居費用助成金の交付が特に必要であると知事が認める犯罪

(2) 犯罪による被害を受けた際、山口県内に居住していたことが、住民票その他の書類等により証明できること。

(3) 犯罪による被害を受けた後、警察に被害届等が提出されており、かつ、当該被害届等を警察が受理していること。

(4) 犯罪による被害を受けた時から第 7 条の規定による申請書が提出されるまでの間が、1 年を超過していないこと。

(5) 申請者が、次のいずれかに該当する者であること。

ア 犯罪により住居が著しく損壊する等したために、従前の住居に居住することができなくなった被害者又はその遺族

イ 犯罪による被害を受けた場所が、被害者の住居又はその付近であるなど、更なる犯罪等による被害や二次的被害の発生又はそのおそれがあるために、従前の住居に居住し続けることが困難となった被害者又はその遺族

ウ その他転居費用助成金の交付が特に必要であると知事が認める者

(6) 申請者が未成年者の場合、転居に関して保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）の同意を得ていること。

（助成に関する制限）

第 5 条 知事は、次のいずれかに該当する場合には、転居費用助成金を交付しないことができる。

(1) 被害者又は遺族が、他の公的な機関の同様の制度により転居費用の助成に係る支援を受けている場合

(2) 被害者又は遺族が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(3) その他転居費用助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められる場合

（転居費用助成金の額等）

第 6 条 転居費用助成金の額は、転居に関し、次に掲げる費用の合計額とし、かつ、同一事案について 200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(1) 運送に要した費用

- (2) 荷造り等のサービス（運送事業者が行ったものに限る。）に要した費用
 - (3) その他知事が認める費用
- 2 転居費用助成金は、同一の事案について、1回の転居に要した費用に限り、交付するものとする。

（交付申請及び実績報告）

第7条 被害者又は遺族は、転居費用助成金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式に、次の各号に掲げる書類を添付して、知事に交付申請及び実績報告を行うものとする。

- (1) 転居に際して運送事業者等が作成した内訳書及び領収書
- (2) 転居前及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類等

（交付決定及び交付額の確定等）

第8条 知事は、前条の規定による交付申請及び実績報告を受理するにあたり、必要に応じて関係機関への照会等を行うとともに、その内容の審査を行い、転居費用助成金の交付決定及び交付額の確定を行い、別記第2号様式により申請者に通知するものとする。

（交付）

第9条 知事は、前条の規定により転居費用助成金の交付決定及び交付額の確定を行ったときは、遅滞なく、申請者に対し転居費用助成金を交付するものとする。

（届出）

第10条 申請者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 第5条各号のいずれかの場合に該当するに至ったとき。
- (2) 加害者又はその関係者から転居費用に係る損害賠償を受けたとき。

（決定の取消し）

第11条 知事は、次のいずれかに該当した場合は、第8条の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者から前条の規定による届出を受けたとき。
 - (2) 申請者が偽りその他不正の手段により転居費用助成金の交付を受けたとき。
 - (3) 申請者が前条の規定の届出を行わなければならない場合に届出を行わなかったとき。
- 2 知事は、前項の規定により取消しを行った場合は、別記第3号様式により申請者に通知するものとする。

（個人情報の保護）

第12条 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

（調査）

第13条 知事は、必要に応じて、被害者又は遺族について、職員に調査を行わせることができる。

(委任)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、転居費用助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪による被害について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

山 口 県 知 事 様

【申請者】

氏名

電話番号

被害者との続柄

（申請者が未成年者の場合）

保護者氏名

山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付申請書兼実績報告書

山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金の交付を受けたいので、下記のとおり、申請するとともに、実績を報告します。

記

1 交付申請額

_____円

2 転居年月日

年 月 日

3 転居前住居

〒 _____

4 転居後住居

〒 _____

5 決定通知書送付先

転居後住居

〒 _____

6 添付書類

(1) 転居に際して運送事業者等が作成した内訳書及び領収書

(2) 転居前及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類等

7 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫・組合	本店 支店
口座種別 ※該当するものに○印	1. 普通	2. 当座
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		

8 各種要件等

助成対象要件	<p>私は、以下の事項に該当します。（※ 該当項目にチェックしてください。）</p> <p><input type="checkbox"/> 「山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付要綱」第4条第1号に定める犯罪により被害を受けた。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪による被害を受けた際、山口県内に居住していた。 (被害者の2親等以内の親族で、犯罪発生時に被害者と同居していた。)</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪による被害を受けた事実について、警察に被害届等を提出している。</p> <p><input type="checkbox"/> 被害による被害を受けた時から本申請書の提出まで1年を経過していない。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下のいずれかに該当する。</p> <p>① 犯罪により住居が著しく損壊する等したため居住することができなくなった。</p> <p>② 自宅又はその付近において犯罪の被害を受けるなど、更なる犯罪等による被害のおそれ、二次的被害の発生その他の事情により、当該住居に居住し続けることが困難となった。</p> <p>(申請者が未成年者の場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 転居に関して保護者(親権者又は未成年後見人)の同意を得ている。</p>
助成除外事由	<p>私は、以下の事項に該当します。</p> <p><input type="checkbox"/> 他の公的な機関の同様の制度により転居費用の助成に係る支援を受けていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではない。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない。</p>

以上の内容に相違ありません。

なお、上記助成除外事由のいずれかの事項に該当するに至ったとき又は加害者若しくはその関係者から転居費用に係る損害賠償を受けた時は、速やかに届け出ます。

私が提供する個人情報、県及び警察が転居費用助成制度の範囲内で利用し、かつ共有することに同意します。

申請者 _____ (自署)

第 年 月 日

様

山口県知事

山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金に関する交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった転居費用助成金について、山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条に基づき、下記のとおり決定（確定）したので通知する。

記

1 決定日 年 月 日

2 決定事項 助成金を交付する（確定額 金 円）

助成金を交付しない

3 申請の取り下げ

転居費用助成金の交付の申請をした者は、当該決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げるときは、当該通知を受けた日から20日以内に、その旨を記した書面を知事に提出しなければならない。

4 知事への届出

申請者は、助成を受けた転居費用について、要綱第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき又は加害者若しくはその関係者から転居費用に係る損害賠償を受けたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

5 助成交付決定の取消し及び返還

次のいずれかに該当した場合は、交付決定の一部又は全部を取り消し、助成金の返還を命ずる。

- (1) 申請者から山口県補助金等交付規則第6条の規定による申請の取り下げがあったとき。
- (2) 申請者から要綱第10条の規定による届出を受けたとき。
- (3) 申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (4) 申請者が要綱第10条の規定の届出を行わなければならない場合に届出を行わなかったとき。

別記第2-1号様式（第8条関係）

山口県犯罪被害者等支援に関する転居費用助成金に関する交付決定及び交付額確定通知書
(別紙)

年 月 日付けで交付決定した転居費用助成交付金について、以下のとおりの内容に対して交付決定し、交付額を確定したことをここに記載する。

転居費用助成交付決定及び交付額確定内容

	円
	円
	円
	円
	円
	総額 円

第 年 月 号

様

山口県知事

山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付取消決定通知書

山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項の規定により、転居費用助成金の交付を取り消したので、通知します。

記

1 取消対象者氏名

2 取消対象助成金額 金 円

3 取消事由

- (1) 要綱第11条第1項第1号に該当したため。
- (2) 要綱第11条第1項第2号に該当したため。
- (3) 要綱第11条第1項第3号に該当したため。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 個人情報の保護の重要性を認識し、本業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。業務が終了した後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 本業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 本業務に関して知り得た個人情報を目的以外のために利用し、又は提供してはならない。

(適正管理)

第5 本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 本業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

注) この特記事項は、本業務に携わる全ての者に適用するものとする。

4 犯罪被害者等支援に関する相談窓口一覧

犯罪被害に遭われた方やその御家族、御遺族のための相談窓口です。

山口県の相談窓口				
名称	相談業務内容	電話番号	受付時間	
犯罪被害者等支援総合的対応窓口 (県民生活課内)	犯罪被害者等支援に関する相談	083-933-2619	月～金 8:30～17:15	
交通事故相談所 (県民生活課内)	交通事故に関する相談	083-933-2623	月・火・木・金 9:00～17:00	
消費生活センター	消費生活・悪徳商法等に関する相談	083-924-0999 全国共通ダイヤル188	月～金 8:30～17:00	
男女共同参画センター	配偶者間暴力(DV)などの問題	083-901-1122 #8008	月～金 8:30～22:00 土日 9:00～18:00	
やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお	性暴力被害に関する相談	0120-8891-77 083-902-0889 #8891	24時間(年中無休)	
住宅課	県営住宅の入居等に関する相談	083-933-3880	月～金 8:30～17:15	
教育政策課	公立高校生等への就学支援の相談	083-933-4510	月～金 8:30～17:15	
教職員課	公立学校の教職員等による性暴力の相談	083-933-4555	月～金 8:30～17:15	
学事文書課	私立高校生等への就学支援や私立学校の教職員等による性暴力の相談	083-933-2138	月～金 8:30～17:15	
児童相談所	児童虐待など子どもに関する相談	全国共通ダイヤル	189	24時間(年中無休)
		中央児童相談所	083-902-2189	
		岩国児童相談所	0827-29-1513	
		周南児童相談所	0834-21-0554	
		宇部児童相談所	0836-39-7514	
		下関児童相談所	083-223-3191	
		萩児童相談所	0838-22-1150	
相談専用ダイヤル	0120-189-783			
母子・父子福祉センター	ひとり親家庭支援に関する相談	083-923-2490	月～金 8:30～16:00 第3日曜日 9:00～16:00	
労働ほっとライン (労働政策課内)	各種労働問題の相談	083-933-3232	月～金 9:00～18:00	
身体障害者更生相談所 (福祉総合相談支援センター内)	補装具や身体障害者手帳など身体障害に関する相談	083-902-2670	月～金 8:30～17:15	
知的障害者更生相談所 (福祉総合相談支援センター内)	18歳以上の方の療育手帳についてなど知的障害に関する相談	083-902-2673	月～金 8:30～17:15	
山口県発達障害者支援センターまっぷ	発達障害の本人や家族の地域の支援に関する相談	083-902-2680	月～金 9:15～12:00 13:00～16:30	
心の健康電話相談 (福祉総合相談支援センター内)	心の健康全般、悩みなどに関する相談	083-901-1556	月～金 9:00～11:30 13:00～16:30	
いのちの情報ダイヤル“絆” (福祉総合相談支援センター内)	生きることがつらい方やご家族の相談	083-902-2679	火・金 9:00～11:30 13:00～16:30	

【24時間受付以外、年末年始、祝日を除く】

山口県警察の相談窓口			
名称	相談業務内容	電話番号	受付時間
警察総合相談電話 (警察県民課)	犯罪被害などに関する相談	083-933-0110 #9110	月～金 8:30～17:15 年末年始、祝日を除く
性犯罪被害相談電話 (人身安全・少年課)	性犯罪の被害に関する相談	#8103	24時間(年中無休)
女性犯罪被害相談電話/レディース・サポート110(人身安全・少年課)	女性の犯罪被害などに関する相談	0120-378-387 083-932-7830	24時間(年中無休)
少年サポートセンター/ ヤングテレホン・やまぐち (人身安全・少年課)	少年の犯罪被害などに関する相談	083-933-0110	月～金 8:30～17:15 年末年始、祝日を除く
各警察署	犯罪被害などに関する相談	各警察署 代表電話	24時間(年中無休)

市町の相談窓口					
市町	担当課	電話番号	市町	担当課	電話番号
下関市	生活安全課	083-242-0797	美祢市	福祉課	0837-52-5227
宇部市	市民活動課	0836-34-8235	周南市	生活安全課	0834-22-8320
山口市	生活安全課	083-934-2986	山陽小野田市	生活安全課	0836-82-1133
萩市	市民活動推進課	0838-25-3601	周防大島町	総務課	0820-74-1000
防府市	福祉総務課	0835-25-2332	和木町	保健福祉課	0827-52-2195
下松市	生活安全課	0833-45-1828	上関町	総務課	0820-62-0311
岩国市	くらし安心安全課	0827-29-5018	田布施町	総務課	0820-52-5802
光市	生活安全課	0833-72-1451	平生町	総務課	0820-56-7111
長門市	市民活動推進課	0837-27-0154	阿武町	総務課	08388-2-3110
柳井市	危機管理課	0820-22-2111			

受付時間：月～金 8:30～17:15

【いずれも年末年始、祝日を除く】

国関係の相談窓口			
名称	相談業務内容	電話番号	受付時間
山口地方検察庁 被害者ホットライン	刑事手続、各種制度手続に関する相談	083-922-3153	月～金 8:30～17:15
山口地方法務局	みんなの人権110番	0570-003-110	月～金 8:30～17:15
	こどもの人権110番	0120-007-110	
	外国人のための人権相談	0570-090-911	月～金 9:00～17:00
山口保護観察所	更生保護に関する相談	083-922-1329	月～金 8:30～17:15
ハローワーク	職業、就労に関する心理的な相談	山口	月～金 8:30～17:15 相談前に要予約
		山口新卒応援	
		プラザ下関	
		宇部	
		徳山	
		下松	
岩国	0827-21-3281		

【受付時間は年末年始、祝日を除く】

その他専門相談窓口			
名称	相談業務内容	電話番号	受付時間
(公社)山口被害者支援センター	犯罪被害や支援に関する相談	083-974-5115	月～金 10:00～16:00 ※
		0570-783-554	上記時間と年末年始以外の 8:00～21:00
日本司法支援センター山口 地方事務所(法テラス山口)	犯罪被害者支援ダイヤル	0120-079714	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 ※
山口県弁護士会	犯罪被害に関する相談	083-922-0087	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 ※
(公財)山口県暴力追放 運動推進センター	暴力団員等による不当な行為 の困りごと相談	083-923-8930	月～金 9:00～17:00 ※
(公財)日弁連交通事故 相談センター	交通事故に関する相談 (電話法律相談)	0120-078325	月～金 10:00～19:00 ※
J A 共済連交通事故相談所	交通事故に関する相談	083-902-5579	月～金 9:00～17:00 ※
(独)自動車事故対策機構 (N A S V A)山口支所	交通事故に関する相談	083-924-5419	8:30～17:15 開業日カレンダーによる
やまぐち外国人総合相談センター (山口県国際交流協会内)	外国人住民のための生活相談 (20言語以上対応)	083-995-2100	火～土 8:30～17:15 ※ Messenger 利用の方 ID:yiea.soudan21
	専門相談 (法律や在留資格・ビザに ついての相談)	083-995-2100	相談予約受付時間 火～土 8:30～17:15 ※ 相談前に要予約

【※の受付時間は年末年始、祝日を除く】

第2次山口県犯罪被害者等支援推進計画

山口県環境生活部県民生活課

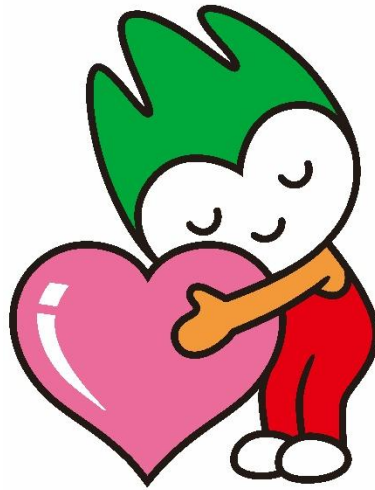
所在地 〒753-8501 山口市滝町1-1

電話 083-933-2619

FAX 083-933-4169

Eメール chiangyoumu@pref.yamaguchi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/35/14592.html>



©山口県

第2次山口県犯罪被害者等支援推進計画

山口県環境生活部県民生活課